第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

（１）策定の背景・目的

平成27年度（2015年度）の子ども・子育て支援新制度の施行以後、本市では一貫して子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。令和２年度（2020年度）からは、「第２期姫路市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「安心して子どもを産み育て、子どもと地域に笑顔があふれるまち　姫路」という基本理念のもと、妊産婦への相談支援、就学前教育・保育の充実、多様な保育サービスの提供、地域ぐるみの子育て支援の充実等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、こども・若者や子育て世帯を取り巻く社会環境をみると、共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化等に伴う少子化の進行、地域社会のつながりの希薄化や核家族化を背景とした子育て世帯の孤独・孤立、経済的格差の拡大や貧困、さらには児童虐待、いじめ、自殺といった生命・安全の危機等、課題は山積し、かつ複雑化しています。

こうした中、国においては、令和５年（2023年）４月にこども家庭庁が発足、併せてこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこども・若者が自立した個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を目指すことを謳っています。そして、同年12月にはこども大綱が策定され、こどもに関する施策の基本的な方針が定められました。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向、本市における諸課題、そして令和５年度（2023年度）に実施した市民アンケート調査の結果等を踏まえ、これまでの計画における子ども・子育て支援施策を取り込み、さらに発展させるとともに、こども・若者の権利の尊重や若者への支援といった新たな要素を追加し、こども・若者及び子育て世帯に関する施策を総合的に、かつ切れ目なく推進していくために策定するものです。

（２）計画の位置付け

包含する計画と国・兵庫県との関係

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」です。加えて、子ども・若者育成支援推進法第９条に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」を包含するものとなっています。

また、本計画は、国の策定する「こども大綱」と、兵庫県の策定する都道府県こども計画「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を勘案して策定しています。

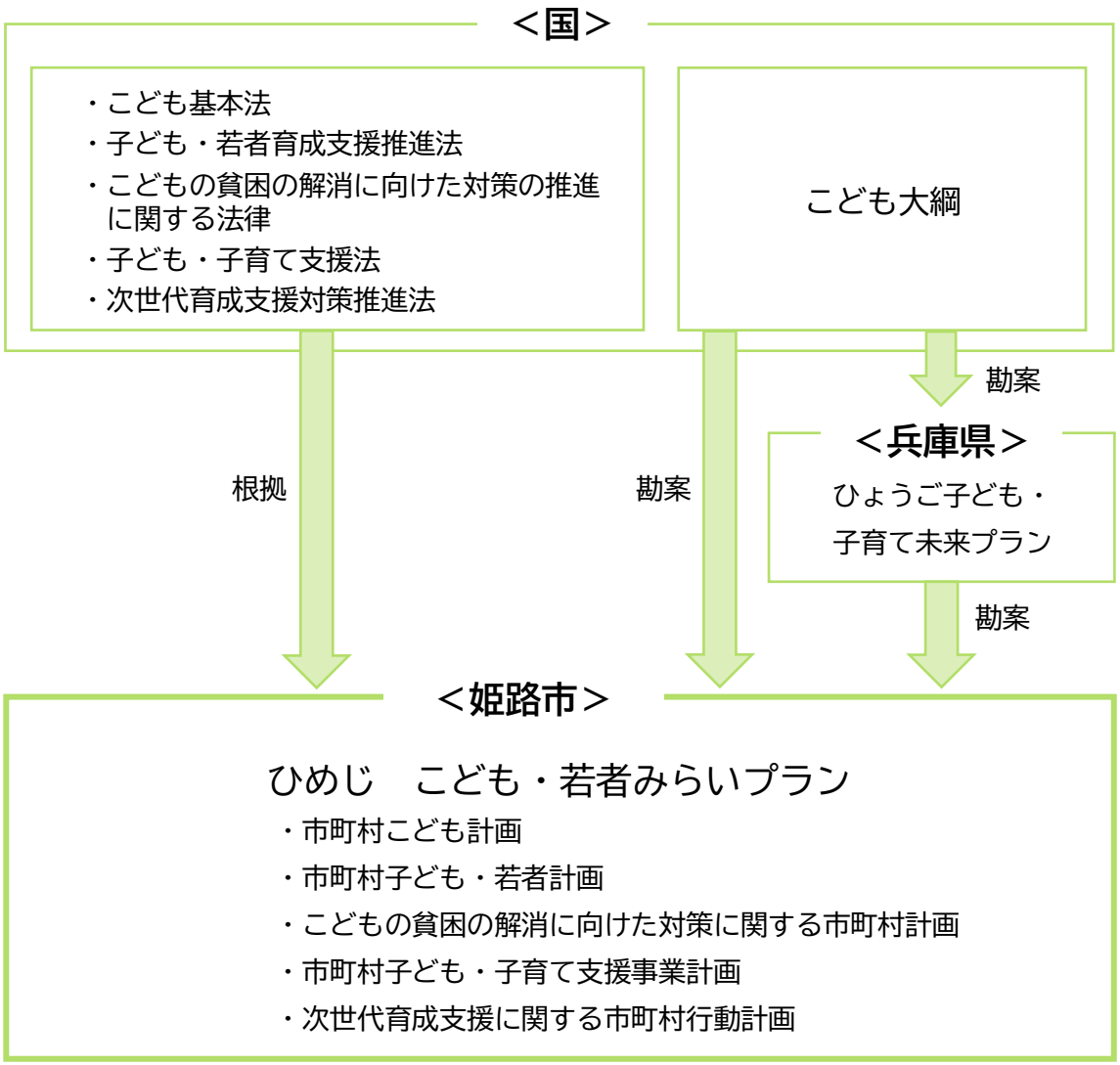

本市の総合計画及び関連計画との関係

本計画は、姫路市政の最上位計画である姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」の個別計画であり、本市のこども・若者及び子育て世帯に関する総合的な計画です。

本計画は、健康福祉分野の個別計画である「姫路市地域福祉計画」を上位計画として位置付け、「姫路市障害福祉推進計画」や「ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画）」など他の健康福祉分野の計画と整合・連携を図るとともに、こども・若者のすこやかな育ちを保障する観点から、本市の教育施策の根本的な方針について定める「姫路市教育大綱」及び教育の振興に関する基本的な計画である「姫路市教育振興基本計画」との整合・連携を重視します。

また、こども・若者及び子育て世帯に関する施策は幅広い分野にわたることから、人権や男女共同参画等、様々な分野の計画と連携していきます。

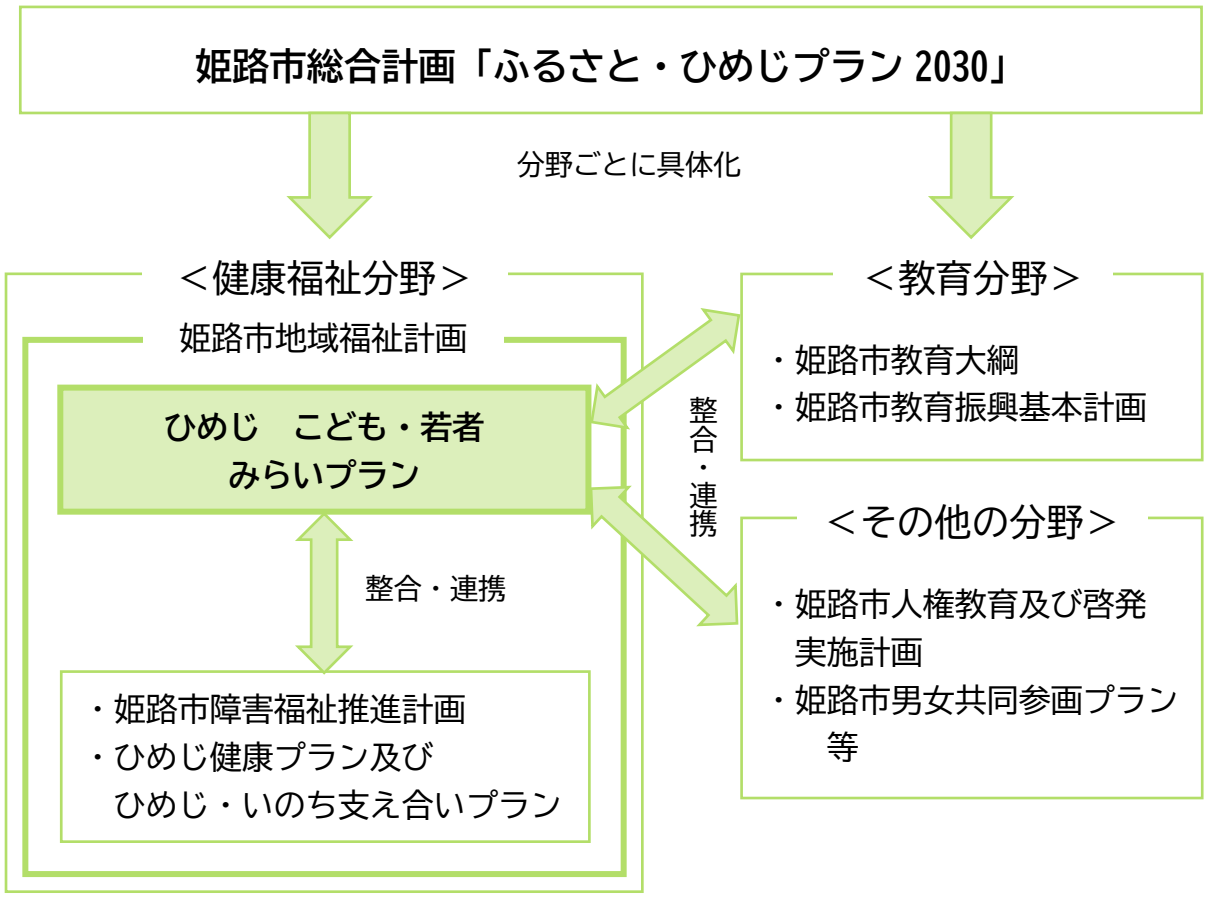

（３）計画期間

本計画の計画期間は、令和７年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの５年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国の動向等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

（４）計画の対象

本計画の対象は、こども・若者（おおむね０歳から30歳未満）及び子育て世帯とします。

本計画において、「こども」はおおむね18歳未満を指すものとします。「若者」はおおむね思春期から30歳未満を指すものとしますが、施策によっては40歳未満を対象とする場合があります。また、「こども」と「若者」は、一部重複します。

※　こども・若者に関する呼称について

こども基本法第２条では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、こどもに対する施策を切れ目なく提供することができるよう、年齢の上限を設けていません。しかしながら、こうした語の定義が一般的に広く理解されているとはいえず、こども大綱においても「こども」と「こども・若者」という呼称が混在しています。

こうした状況を踏まえ、本計画においては、18歳未満の者を指す場合は「こども」、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）以上の年齢の者を指す場合は「若者」、両者を合わせて指す場合は「こども・若者」という呼称を用いることとしています。

なお、以下の表のように、こども・若者に関する呼称と年齢区分は法律等によって様々です。本計画においても、法律名や施策名等の固有名詞や各施策の説明等において、以下の呼称を使用する場合があります。

＜こども・若者に関する様々な呼称と年齢区分＞

呼称【根拠法令等】	年齢区分の定義
子ども【子ども・子育て支援法】	18歳未満
若者【こども大綱】	思春期、青年期（おおむね義務教育終了後から30歳未満。施策によっては、40歳未満のポスト青年期も含む）
乳幼児【児童福祉法】	義務教育年齢に達するまで ※乳児（生後０日から満１歳まで）と幼児（満１歳から小学校入学まで）の総称
就学前児童【子ども・子育て支援法】	18歳未満のうち、小学校就学の始期に達するまで
児童【児童福祉法】	18歳未満
児童【学校教育法】	小学生
生徒【学校教育法】	中学生

（５）ＳＤＧｓとの関係

平成27年（2015年）９月の国連サミットにおいて、日本を含むすべての国連加盟国の合意により採択された「ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）」は、令和12年（2030年）にあるべき未来を目指すため、「福祉」や「教育」、「ジェンダー」等、17のゴールと169のターゲットを定めており、「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本市は、「経済」「社会」「環境」の三側面における課題解決に当たり、ＳＤＧｓの達成に向けた優れた取組を実施する自治体として、令和３年（2021年）５月21日に内閣府より「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。これまでもＳＤＧｓの達成に向けて様々な取組を進めているところですが、本計画も、その取組の一つとして位置づけます。

ＳＤＧｓの17のゴールのうち、本計画と特に関連の深い項目は次のとおりです。

2 本市の子ども・子育て支援における主な成果

本市ではこれまで、「第２期姫路市子ども・子育て支援事業計画」の「安心して子どもを産み育て、子どもと地域に笑顔があふれるまち　姫路」という基本理念のもと、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。その主な成果は、以下のとおりです。

だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

不妊に悩む方への支援の充実

令和２年度（2020年度）より、医療保険が適応されない特定不妊治療費助成における所得制限を撤廃するとともに、助成額を増額しました。また、令和５年度（2023年度）には、市独自の制度として、保険適用外の先進医療費の助成や、国の先進医療会議において審議中又は審議予定の医療技術と併せて実施した特定不妊治療等（保険適用外）への助成を開始する等、不妊に悩む方への支援の充実に取り組みました。

利用者支援に関する事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供や相談・助言等を行う利用者支援専門員について、令和３年度（2021年度）に開設した駅前すくすくひろばに２名、令和５年度（2023年度）に開設したこどもの未来健康支援センター「みらいえ」に１名を新たに配置し、支援の充実を図りました。

子育て支援情報の発信

令和２年（2020年）９月に、市の子育て支援情報を一元化したホームページ「わくわくチャイルド」をリニューアルしたほか、令和５年（2023年）９月には子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」を導入し、アプリを通じて子育て情報を発信する等、情報発信の強化を図りました。

病児・病後児保育事業

令和４年度（2022年度）より、市外在住世帯のこどもの利用を可能とする等、利用者の利便性の向上に努めました。

次代を担う子どもたちの人間性豊かな成長を育む環境づくり

教育・保育の提供体制の確保

新たな施設の整備や、既存施設の利用定員の調整等に着実に取り組んだ結果、平成30年度（2018年度）に185人だった待機児童は、令和６年度（2024年度）当初には18人まで減少しました。

認定こども園への移行の推進

既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行を推進し、令和２年度（2020年度）から令和６年度（2024年度）までの５年間で、市立では３園、私立では７園の認定こども園が新たに開設しました。また、県の方針に基づき、令和２年度（2020年度）時点では３園あった地方裁量型認定こども園について、令和５年度（2023年度）に他類型への移行を完了しました。

保育人材確保の取組

市役所内に設置した保育士・保育所支援センターに配置した就労支援コーディネーターのあっせんにより、同センターの開設した平成29年（2017年）６月から令和５年度（2023年度）末までの間に、累計226人が私立保育所等に就職しました。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

令和２年度（2020年度）から令和６年度（2024年度）までの５年間で、市立施設９施設、民間事業者の公募による２施設を新たに開設する等、提供体制の確保に努めました。また、クラブで働く支援員等を確保し、運営を安定させるため、支援員等の賃金単価を令和３年度（2021年度）に引き上げ、その維持に努めました。

すべての子どもと子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる環境づくり

地域子育て支援拠点事業

令和３年度（2021年度）にはピオレ姫路内に「駅前すくすくひろば」を、令和５年度（2023年度）にはこどもの未来健康支援センター「みらいえ」内に「のびのび広場みらいえ」を新たに開設し、支援の充実を図りました。

要保護児童等の早期発見、適切な支援体制の確立

すべてのこどもとその家庭等を対象に、総合的な相談・支援を行う「こども家庭総合支援室」において、職員数を令和２年度（2020年度）から６年度（2024年度）までの５年間で10名増員し、特に社会福祉士等の専門職を年々増員する等、相談支援体制の強化を図りました。

令和６年度（2024年度）には「子育て支援室」と改称し、児童福祉法上の「こども家庭センター」として、母子保健分野と一体的に、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制を強化しました。

こどもの貧困対策

令和２年度（2020年度）より、ひとり親家庭のうち児童扶養手当全部支給世帯の小学６年生を対象とした無料の学習塾を開催する学習支援事業を開始したほか、令和６年度（2024年度）より、低所得の子育て世帯等に対する大学等の受験料や大学等及び高等学校に入学するための模擬試験の受験料を助成する受験料助成事業を開始する等、教育の支援や教育費に係る経済的支援の充実に取り組みました。

また、経済的な理由等で食事を十分にとれない子どもの支援や、一人で食事をとる孤食の解消等を図るため、令和４年度（2022年度）から、こども食堂を運営する団体に対する補助事業を開始しました。

3 こども・若者を取り巻く現状と課題

（1）こども・若者に関するデータ

① 年齢３区分別人口の推移（姫路市）

本市の総人口は、平成22年（2010年）をピークに減少しています。令和２年（2020年）で522,047人となっており、令和32年（2050年）には436,360人まで減少していくと予測されています。また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（０～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にありますが、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、今後も少子高齢化が進行していくと予想されます。

年齢３区分別人口の推移

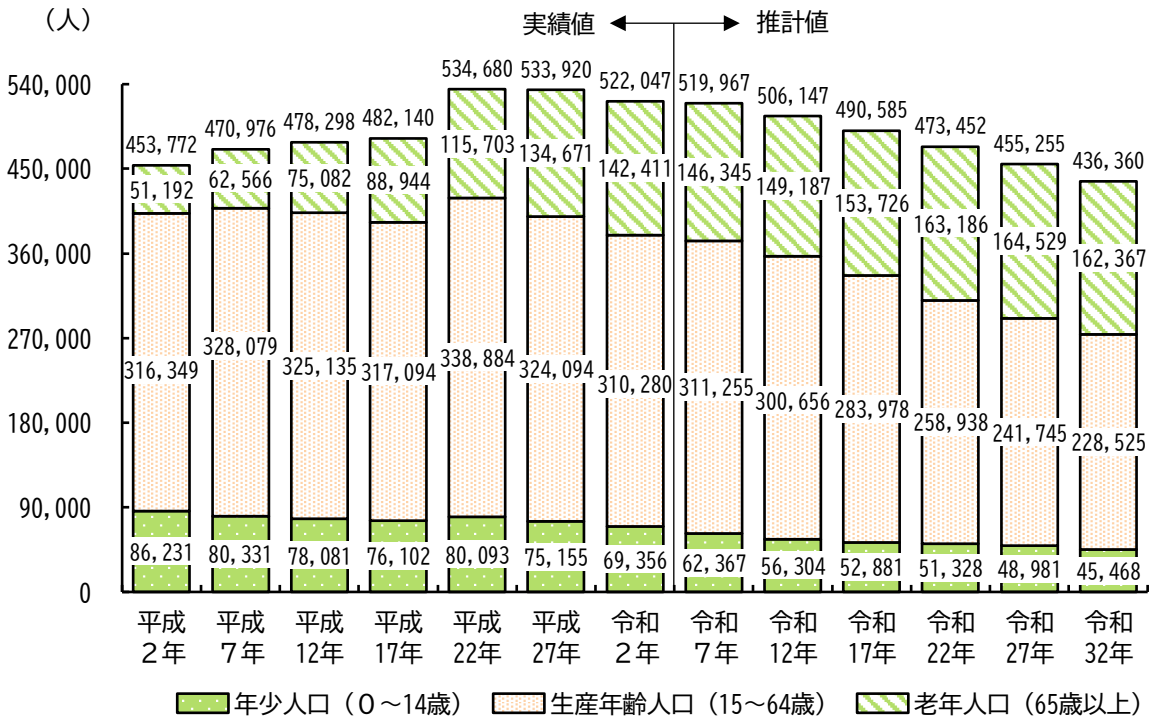

※　平成２年（1990年）～令和２年（2020年）の総人口は、不詳を除く
※　平成17年（2005年）以前は、平成18年（2006年）に合併した４町（家島町、夢前町、香寺町、安富町）の人口は含まない
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」

②　人口構造（姫路市）

本市の人口を年齢別でみると、「団塊の世代」（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）生まれ）周辺と、その子ども世代である「団塊ジュニア世代」の２つにピークがあるつぼ型を示しており、男女ともに少子化が進んでいます。

人口構造（令和６年（2024年））

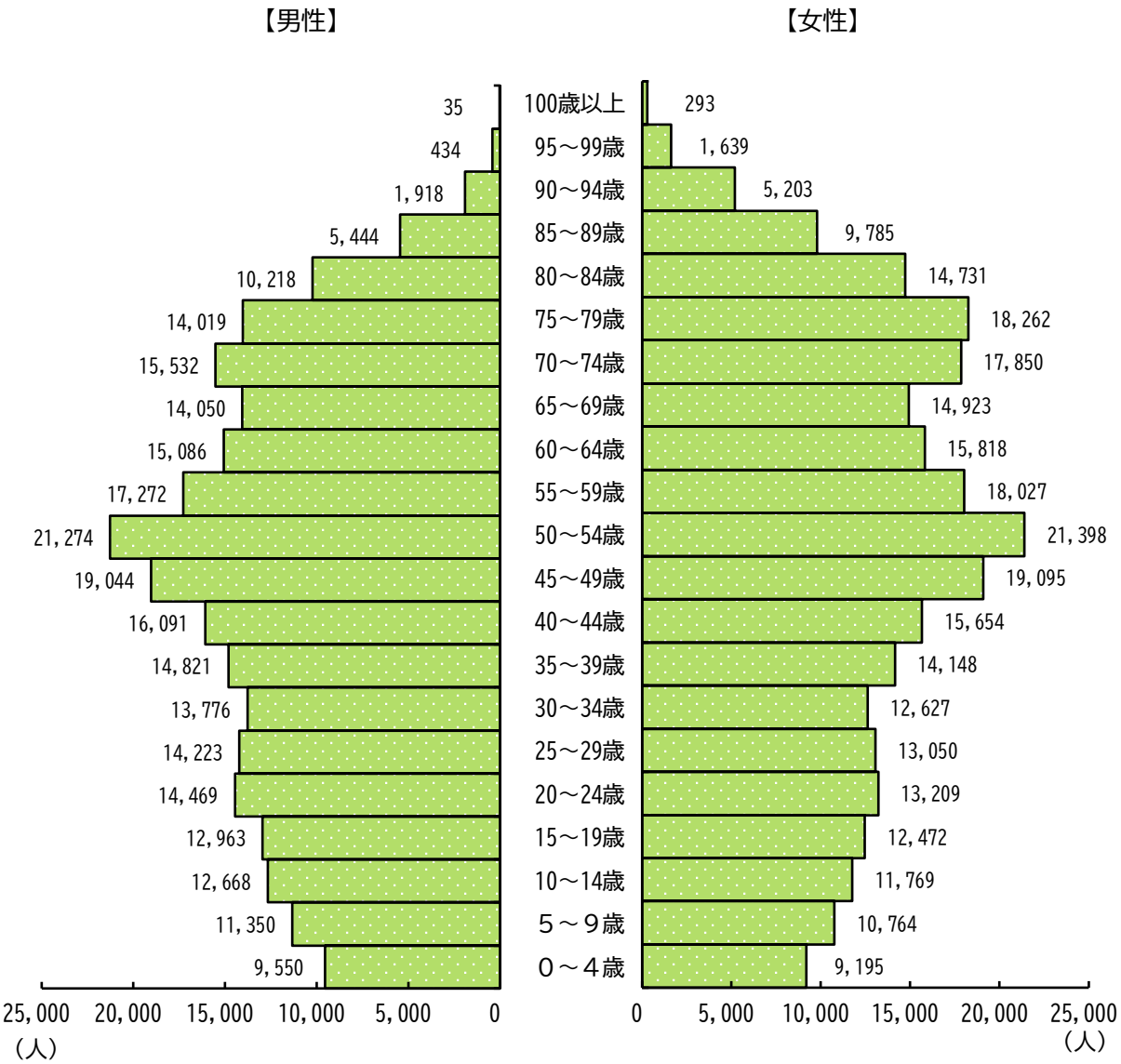

資料：住民基本台帳（令和６年（2024年）３月末現在）

③　社会増減（姫路市）

本市の社会増減は平成26年（2014年）から令和３年（2021年）まで社会減（転出超過）が続いており、令和４年（2022年）に社会増（転入超過）に転じた後、令和５年（2023年）は再び社会減となっています。

転入・転出の状況

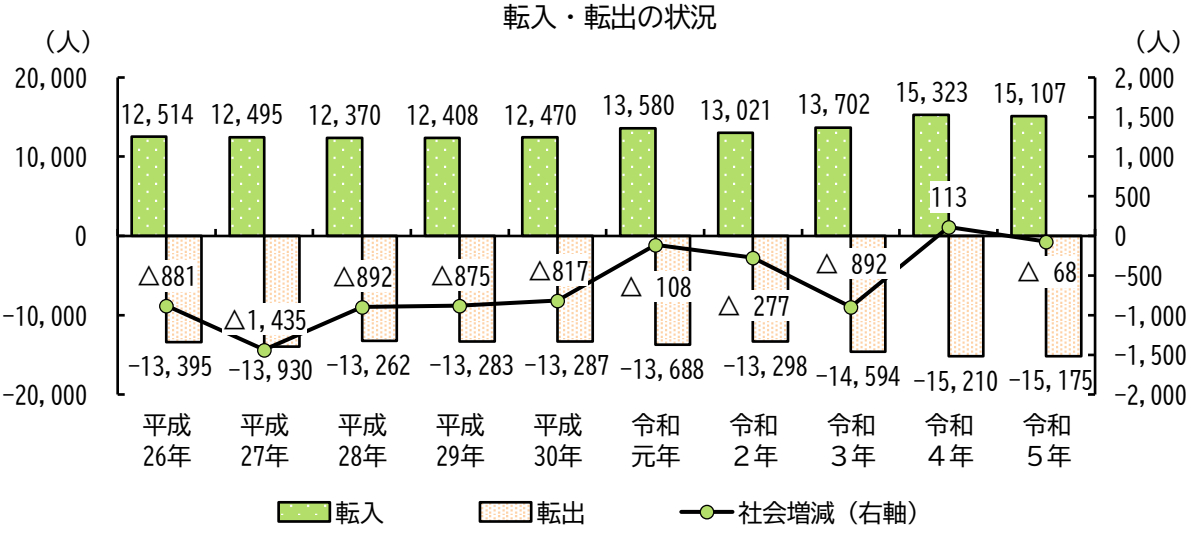

※各年９月30日現在
資料：姫路市人口統計

本市の20～30歳代の社会増減をみると、平成26年（2014年）以降、常に転出超過となっています。

転入・転出の状況（20～30 歳代）

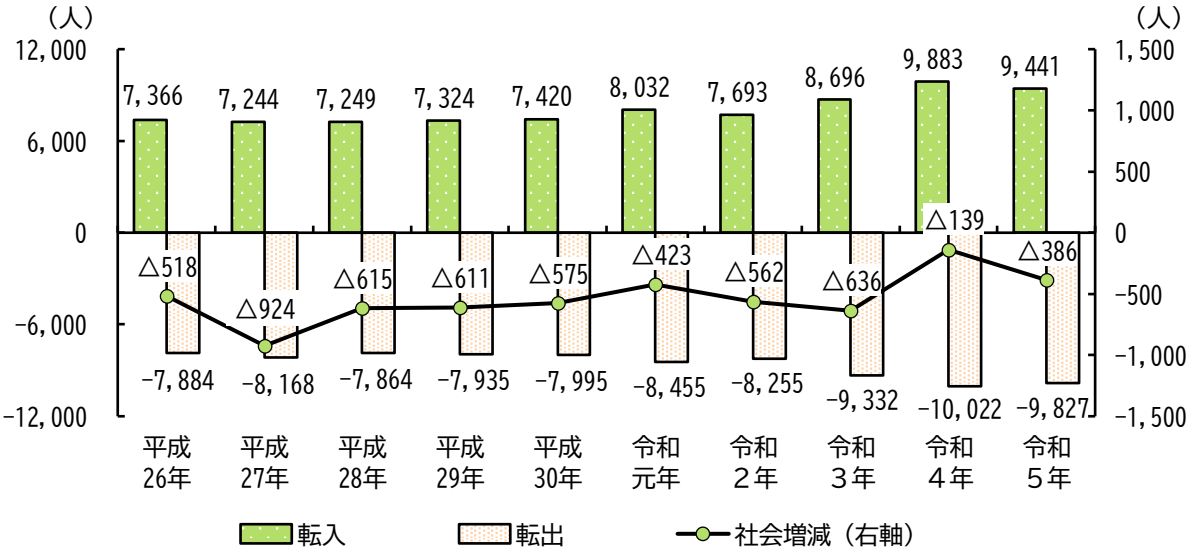

※　各年９月30日現在
※　平成26年（2014年）～令和２年（2020年）は日本人人口のみ
資料：姫路市人口統計

④　一般世帯・核家族世帯の状況（姫路市）

本市の核家族世帯数、夫婦のみ世帯数ともに年々増加しており、令和２年（2020年）でそれぞれ130,598世帯、45,476世帯となっています。

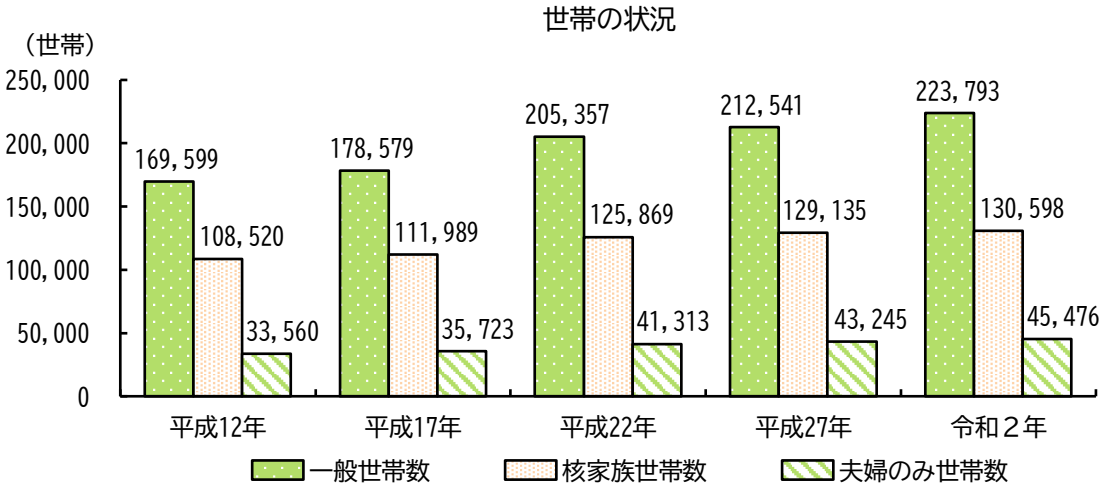

※　平成17年（2005年）以前は、平成18年（2006年）に合併した４町
（家島町、夢前町、香寺町、安富町）の世帯は含まない
資料：国勢調査

⑤　共働き世帯の状況（姫路市）

本市の共働き世帯は年々増加しており、令和２年（2020年）で56,323世帯となっています。

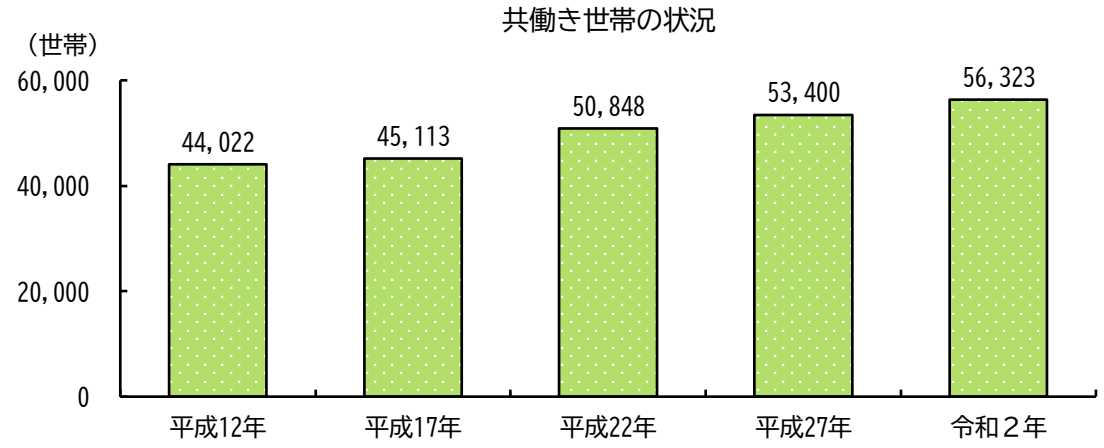

※　平成17年（2005年）以前は、平成18年（2006年）に合併した４町
（家島町、夢前町、香寺町、安富町）の世帯は含まない
資料：国勢調査

⑥　ひとり親世帯の推移（姫路市）

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯については、世帯数は平成22年（2010年）以降減少傾向にありますが、18歳未満の子どもがいる一般世帯のうちに占める割合を見ると、平成17年（2005年）以降ほぼ横ばいで推移しています。

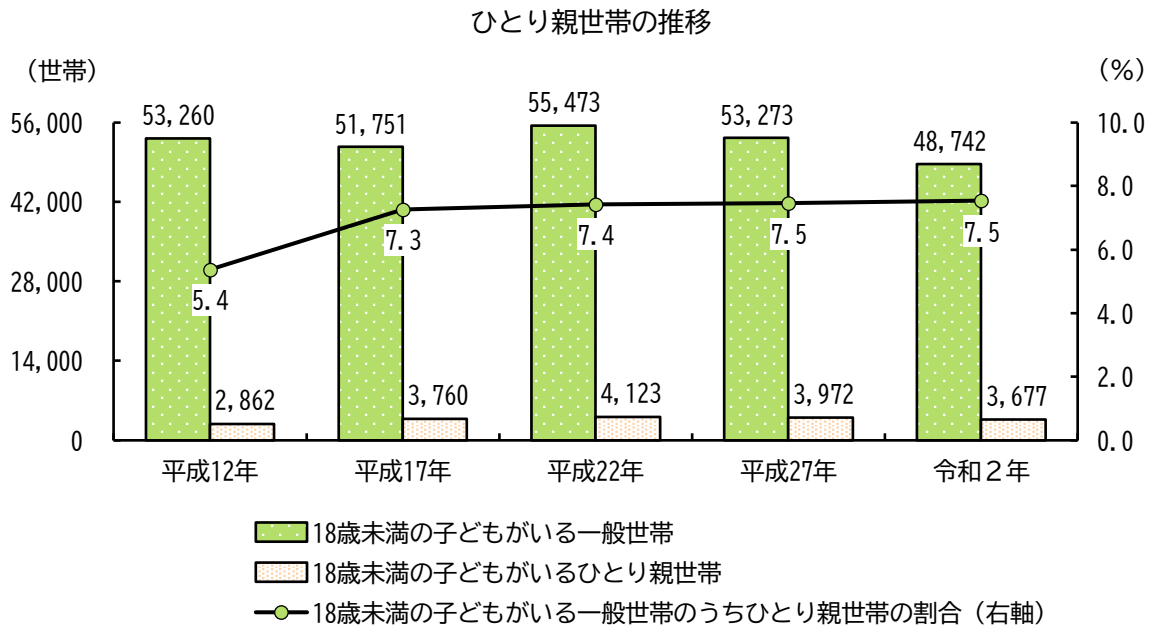

※　平成17年（2005年）以前は、平成18年（2006年）に合併した４町
（家島町、夢前町、香寺町、安富町）の世帯は含まない

資料：国勢調査

⑦　出生数の推移（姫路市）

本市の出生数は年々減少しています。令和２年（2020年）に初めて4,000人を下回り、令和４年（2022年）で3,564人となっています。

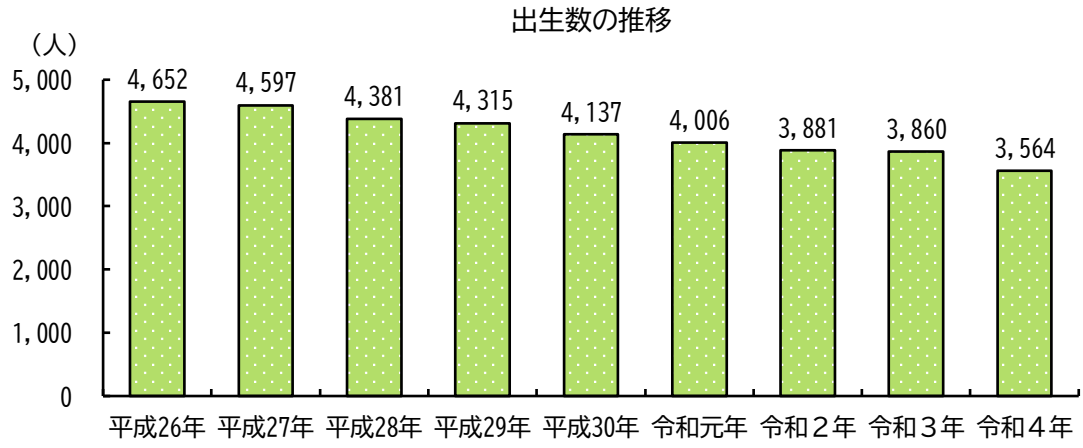

資料：姫路市保健衛生年報

⑧　合計特殊出生率の推移（姫路市）

本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら増加していましたが、平成27年（2015年）の1.57をピークに減少傾向となっており、令和４年（2022年）で1.39となっています。

合計特殊出生率の推移

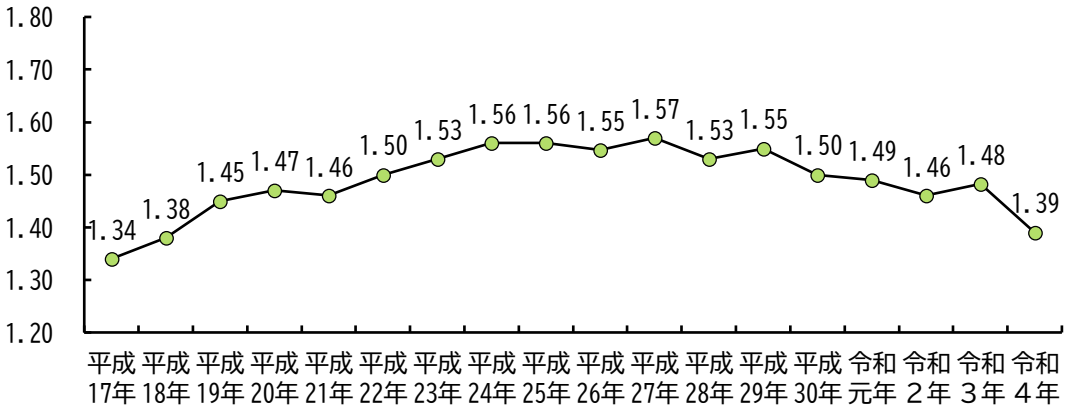

※　９月30日現在の市の年齢別女子登録人口を用いて、合計特殊出生率の推移を計上しており、厚生労働省より５年に１度公表される市の合計特殊出生率とは異なる。
資料：姫路市保健衛生年報

本市の合計特殊出生率を全国・県と比較すると、昭和60年（1985年）以降は常に全国・県より高い値で推移しています。

合計特殊出生率の推移（全国・県・市比較）

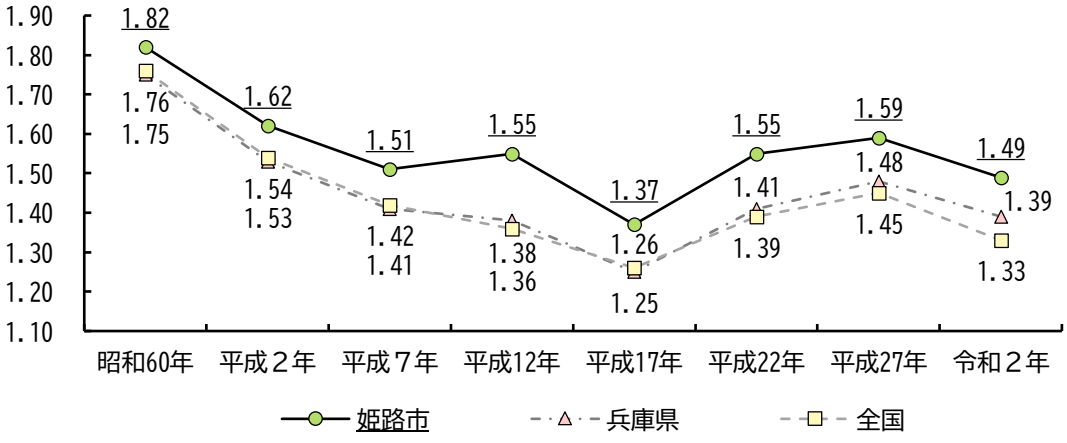

※　国勢調査の年を中心とした５年間の出生数及び調査年の国勢調査人口を基に算出したもの。
資料：兵庫県保健統計年報

⑨　児童虐待相談件数の推移（姫路市）

兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）における姫路市の児童虐待相談受付件数の推移をみると、年々増加しており、令和５年度（2023年度）で890件となっています。

兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）における
姫路市の児童虐待相談受付件数の推移

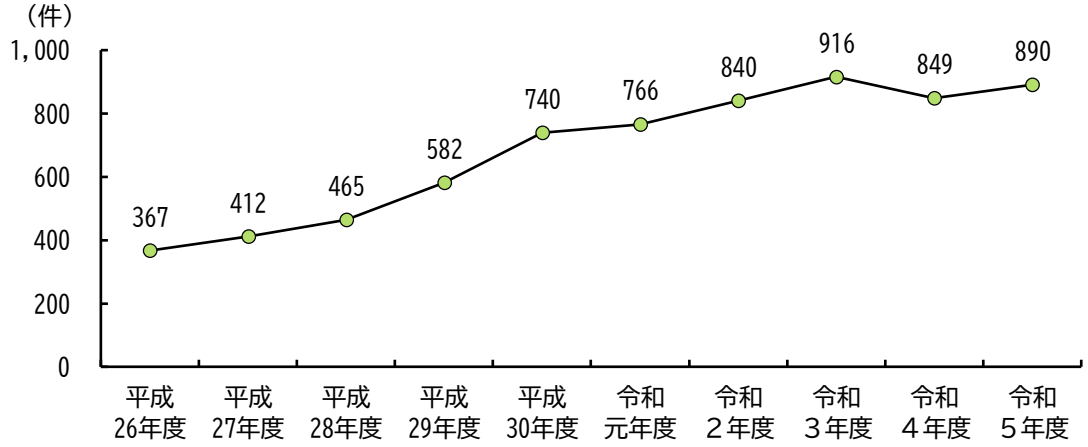

資料：兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）資料

姫路市の子育て支援室における児童虐待相談対応件数についても、年々増加しており、令和５年度（2023年度）で2,413件となっています。

姫路市子育て支援室における児童虐待相談対応件数の推移

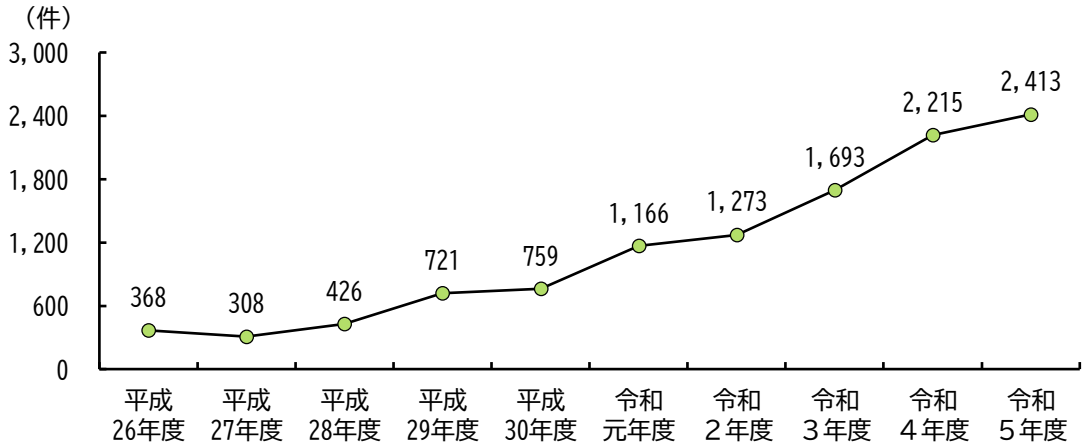

資料：庁内資料

⑩　18歳未満の身体障害者手帳所持者数の推移（姫路市）

本市の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は年々減少しており、令和５年（2023年）で343人となっています。

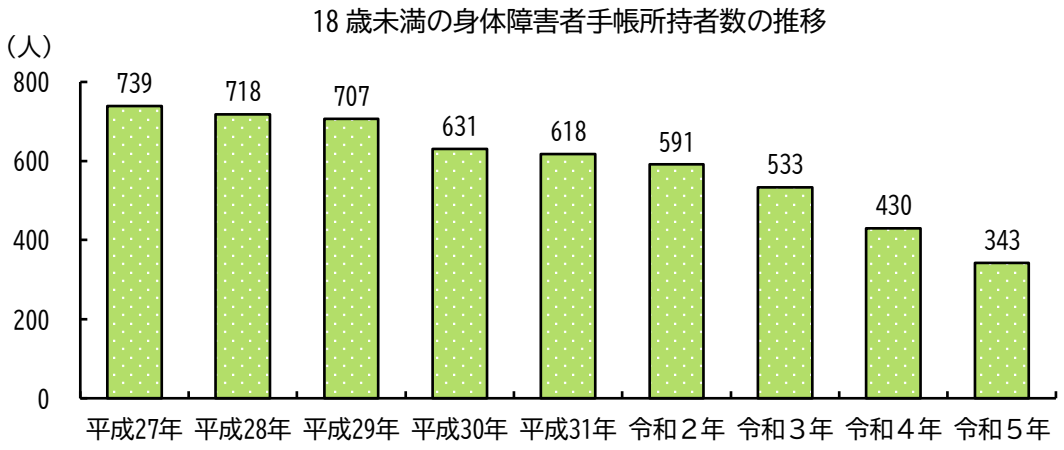

※　各年４月１日現在
資料：姫路市の健康福祉

【参考】全国・県・市における18歳未満の身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
全国	99,958	98,226	96,207	94,039	92,287
兵庫県	1,484	1,442	1,393	1,295	1,270
姫路市	618	591	533	430	343

※　全国・兵庫県…各年３月末現在、姫路市…各年４月１日現在
資料：全国・兵庫県…厚生労働省「福祉行政報告例の概況」
　　姫路市…「姫路市の健康福祉」

⑪　18歳未満の療育手帳所持者数の推移（姫路市）

本市の18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和５年（2023年）で2,237人となっています。

18 歳未満の療育手帳所持者数の推移

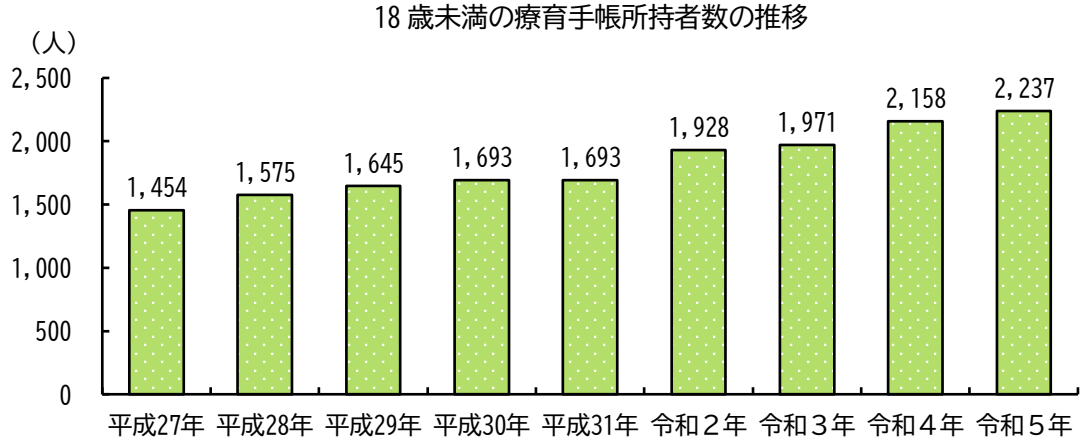

※　各年４月１日現在
資料：姫路市の健康福祉

【参考】全国・県・市における18歳未満の療育手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
全国	279,649	287,548	290,975	299,008	311,348
兵庫県	12,880	13,565	13,996	14,681	15,517
姫路市	1,693	1,928	1,971	2,158	2,237

※　全国・兵庫県…各年３月末現在、姫路市…各年４月１日現在
資料：全国・兵庫県…厚生労働省「福祉行政報告例の概況」
　　姫路市…「姫路市の健康福祉」

⑫　特別支援学級における児童生徒数の推移（姫路市）

本市の特別支援学級における児童生徒数は増加傾向にあり、令和５年（2023年）で小学校は882人、中学校は317人となっています。

特別支援学級における児童生徒数の推移

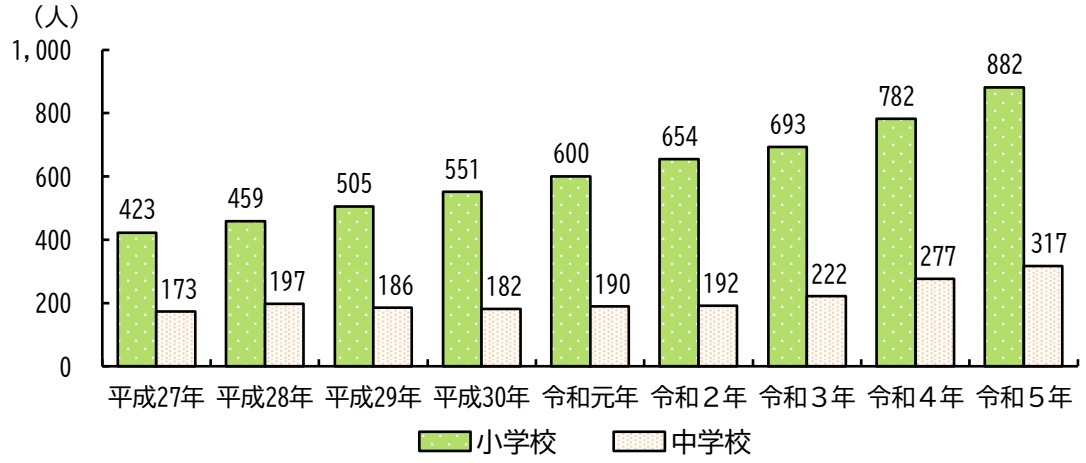

※　各年５月１日現在
※　小学校は義務教育学校前期課程を含む。中学校は義務教育学校後期課程を含む。
資料：姫路市の教育

【参考】全国・県・市における特別支援学級の児童生徒数の推移

【小学校】　単位：人

項目	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
全国	200,297	217,781	233,543	252,322	265,484
兵庫県	7,547	8,128	8,655	9,325	10,089
姫路市	600	654	693	782	882

【中学校】　単位：人

項目	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
全国	77,354	84,213	92,427	100,634	106,834
兵庫県	2,452	2,689	2,958	3,283	3,462
姫路市	190	192	222	277	317

※　各年５月１日現在
※　小学校は義務教育学校前期課程を含む。中学校は義務教育学校後期課程を含む。
資料：全国・兵庫県…文部科学省「学校基本調査」
　　姫路市…「姫路市の教育」

⑬　18歳未満の外国人人口の推移（姫路市）

本市の18歳未満の外国人人口はほぼ横ばいで推移していますが、令和３年（2021年）以降は増加傾向にあり、令和６年（2024年）で1,310人となっています。

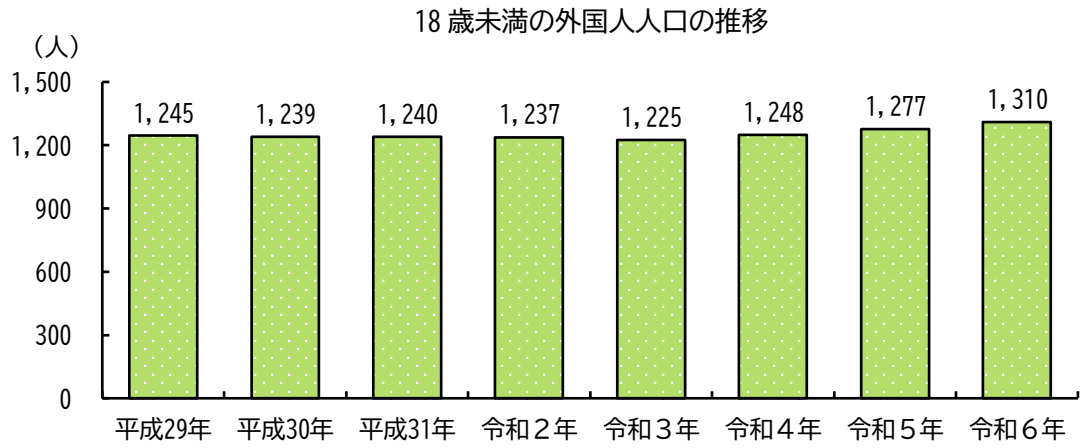

※　各年４月１日現在
資料：住民基本台帳

⑭　市立学校におけるいじめ認知件数の推移（姫路市）

本市の市立学校におけるいじめ認知件数の推移をみると、小学校、中学校、高等学校ともに増減を繰り返しながら推移しており、令和４年度（2022年度）でそれぞれ1,101件、638件、６件となっています。

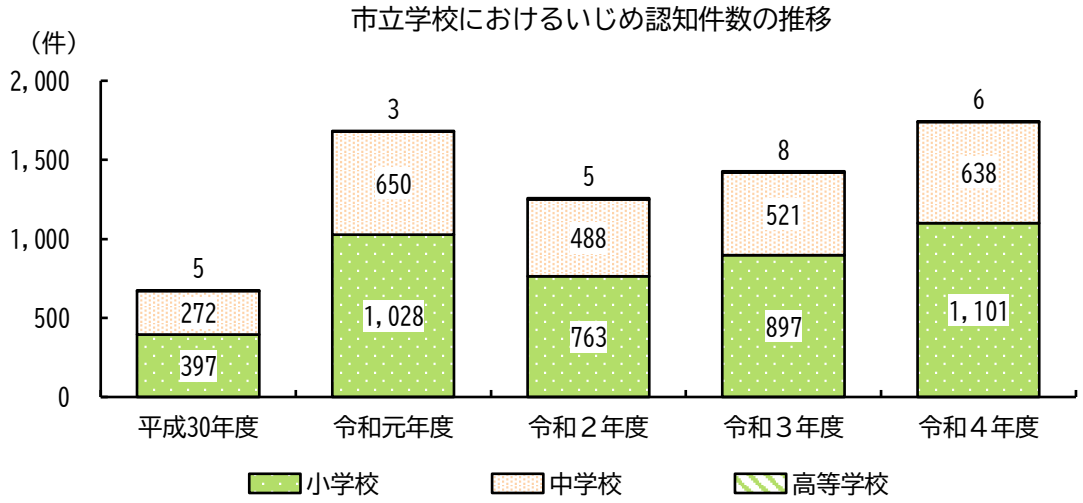

資料：姫路市学校園教育指針

【参考】全国・県・市におけるいじめ認知件数の推移

【小学校】　　単位：件　※（ ）内は、1,000人あたりのいじめ認知件数

項目	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
全国	421,116（66.5）	479,447（76.4）	416,861（67.1）	496,094（80.7）	545,958（89.8）
兵庫県	11,628（40.5）	16,191（57.0）	15,049（53.6）	20,854（75.3）	22,924（83.8）
姫路市	397（13.3）	1,028（34.8）	763（26.2）	897（31.2）	1,101（38.9）

【中学校】

項目	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
全国	93,921（31.2）	102,738（34.5）	78,537（26.5）	95,263（31.9）	108,335（36.5）
兵庫県	4,369（32.8）	5,791（44.0）	4,347（33.2）	5,069（38.4）	5,607（42.8）
姫路市	272（19.1）	650（46.2）	488（34.9）	521（37.3）	638（46.2）

【高等学校】

項目	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
全国	13,134（ 5.8）	13,918（ 6.3）	10,238（ 4.9）	11,129（ 5.4）	12179（ 6.1）
兵庫県	567（ 5.3）	657（ 6.3）	443（ 4.5）	427（ 4.4）	423（ 4.4）
姫路市	5（ 2.2）	3（ 1.3）	5（ 2.2）	8（ 3.6）	6（ 2.8）

資料：姫路市学校園教育指針

⑮　いじめの態様別状況（全国）

全国の令和４年度（2022年度）におけるいじめの態様別状況をみると、小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなっています。

高等学校においては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっています。

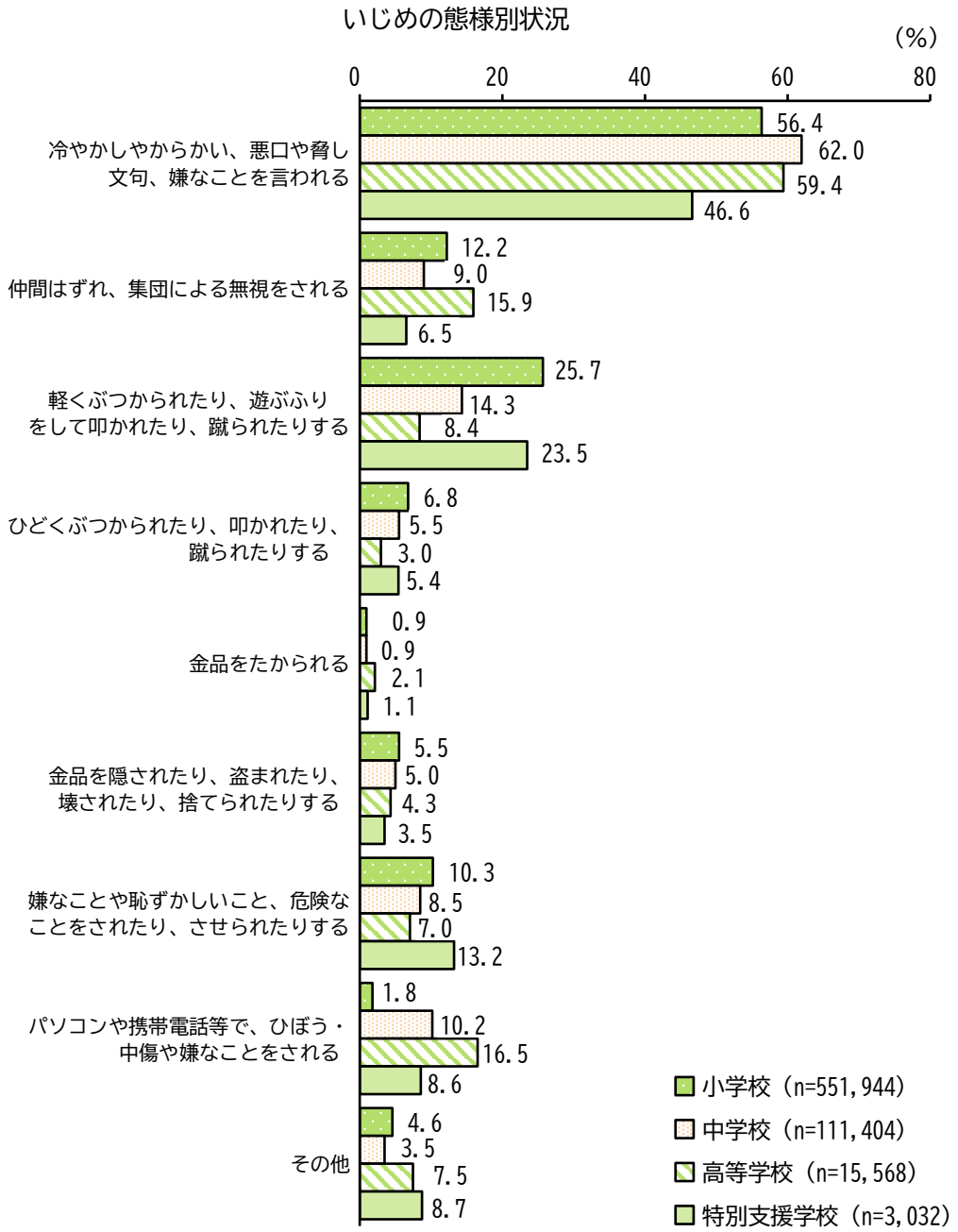

資料：文部科学省「令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

⑯　市立学校における不登校児童生徒数の推移（姫路市）

本市の市立学校における不登校児童生徒数の推移をみると、小学校、中学校では増加傾向にあり、令和４年度（2022年度）における人数は、小学校で631人、中学校で1,080人、高等学校で10人となっています。

市立学校における不登校児童生徒数の推移

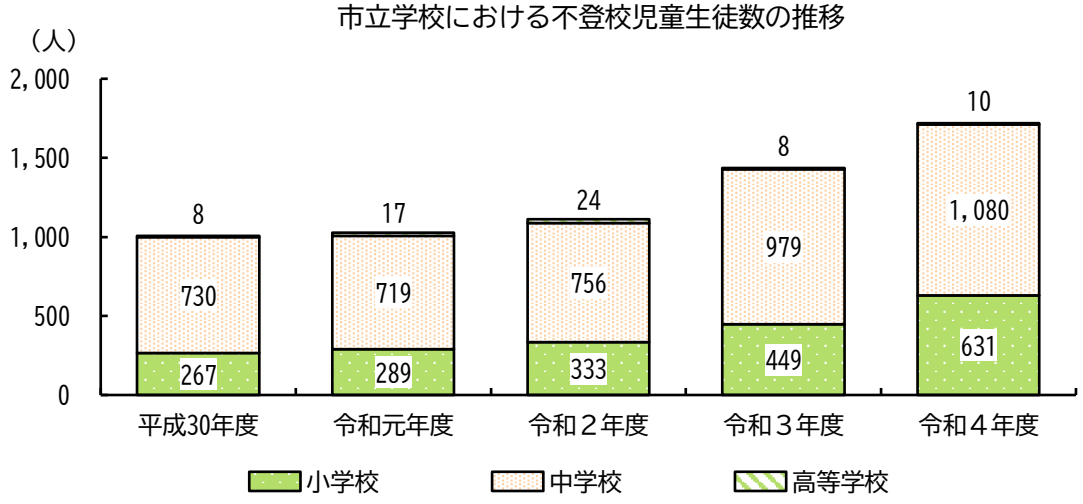

※　不登校児童生徒数は年間に30日以上登校しなかった者
資料：姫路市学校園教育指針

【参考】全国・県・市における不登校児童生徒数の推移

【小学校】　　単位：人　※（ ）内は、不登校児童生徒数が、全児童生徒数に占める割合（%）

項目	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
全国	44,471（0.70）	52,905（0.84）	62,862（1.01）	80,825（1.32）	10,4265（1.72）
兵庫県	1,873（0.65）	2,337（0.82）	2,829（1.01）	3,643（1.32）	4,938（1.80）
姫路市	267（0.90）	289（0.98）	333（1.14）	449（1.56）	631（2.23）

【中学校】

項目	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
全国	114,379（3.81）	122,519（4.12）	127,671（4.30）	157,019（5.26）	185,810（6.27）
兵庫県	5,736（4.30）	6,084（4.62）	6,424（1.91）	7,679（5.82）	9,239（7.06）
姫路市	730（5.12）	719（5.11）	756（5.40）	979（7.01）	1,080（7.82）

【高等学校】

項目	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
全国	39,623（1.8）	37,692（1.8）	32,127（1.5）	37,919（1.9）	44,395（2.3）
兵庫県	1,246（1.2）	1,160（1.1）	935（0.9）	1,147（1.2）	1,400（1.5）
姫路市	8（0.3）	17（0.8）	24（1.1）	8（0.4）	10（0.5）

※　不登校生徒児童数は年間に30日以上登校しなかった者
資料：姫路市学校園教育指針

⑰　婚姻数の推移（姫路市）

本市の婚姻数は増減を繰り返しながら推移していますが減少傾向にあり、令和４年（2022年）で2,268件となっています。

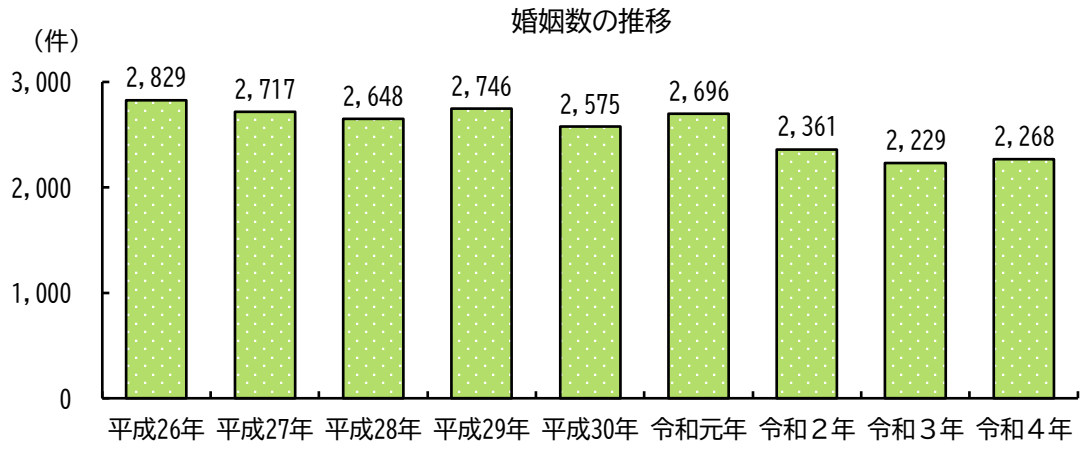

資料：姫路市保健衛生年報

⑱　有配偶率の推移（姫路市）

本市の有配偶率の推移をみると、各年代の男性、女性ともに減少傾向にあります。また、男性、女性ともに20歳代に比べ30歳代の有配偶率が高くなっています。

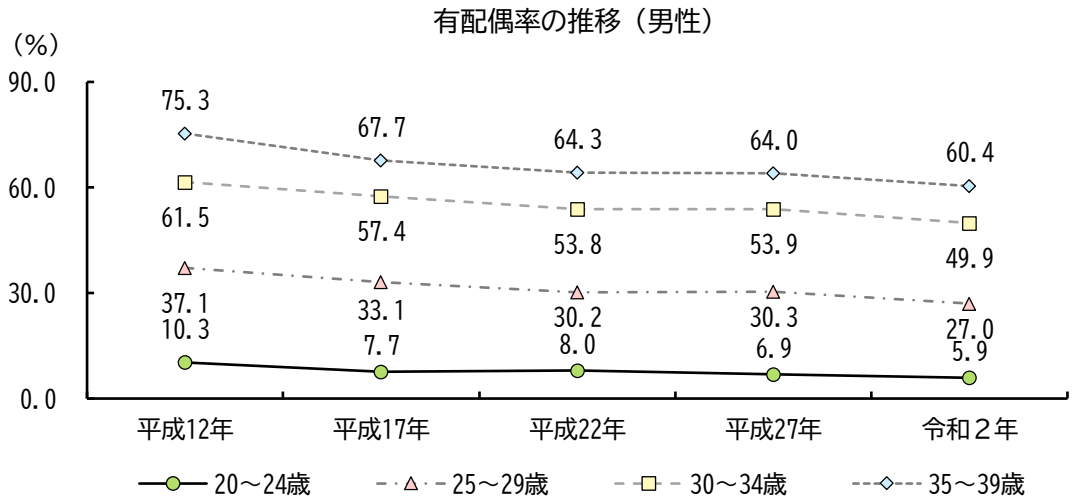

資料：国勢調査

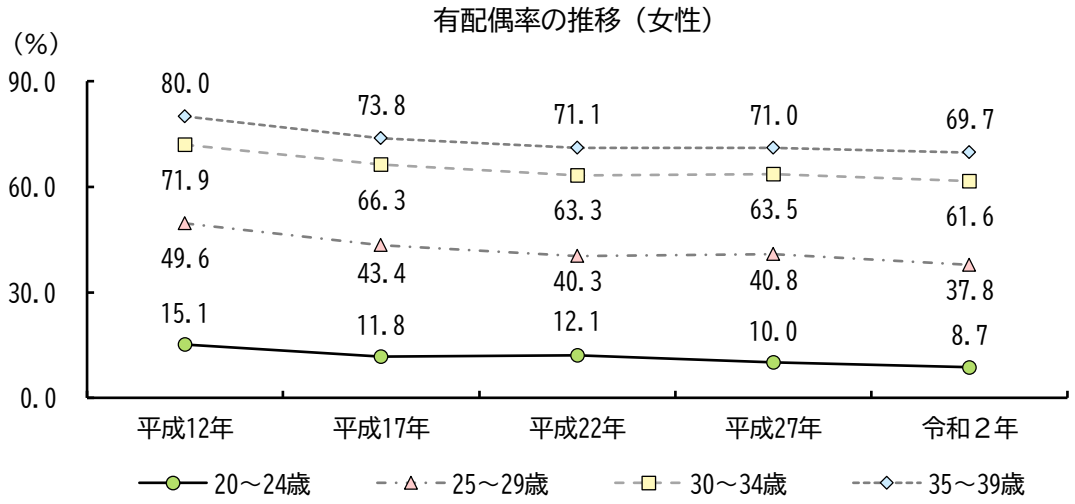

資料：国勢調査

⑲　大学卒業者の就職率の推移（近畿地区）

近畿地区の大学卒業者の就職率は、コロナ禍の影響もあり令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度）は若干低下しましたが、その後は高い水準で推移しており、令和５年度（2023年度）は97.9%となっています。

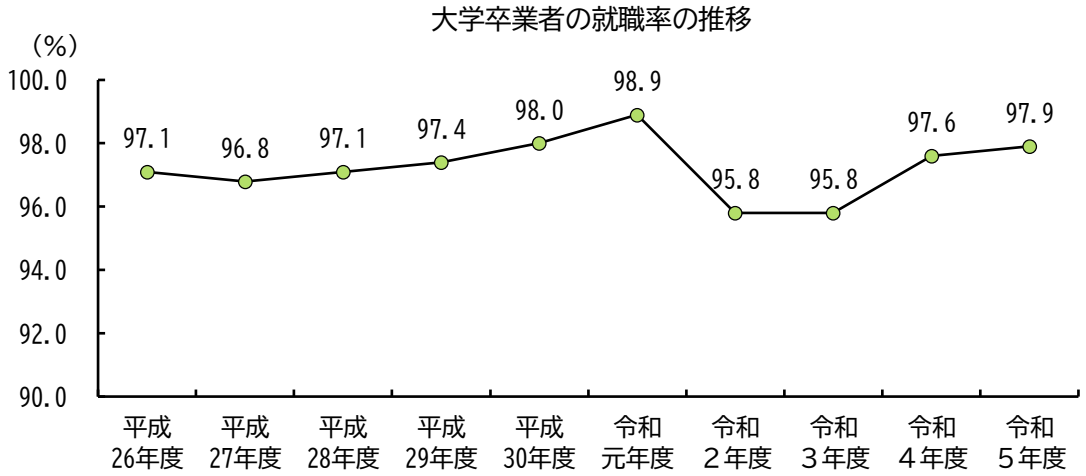

※　次年度の４月１日現在の就職率
資料：文部科学省「大学等卒業（予定）者の就職内定状況等調査」

⑳　高等学校卒業者の就職率の推移（兵庫県）

兵庫県の高等学校卒業者の就職率は高い水準で推移しており、令和５年度（2023年度）は97.8%となっています。

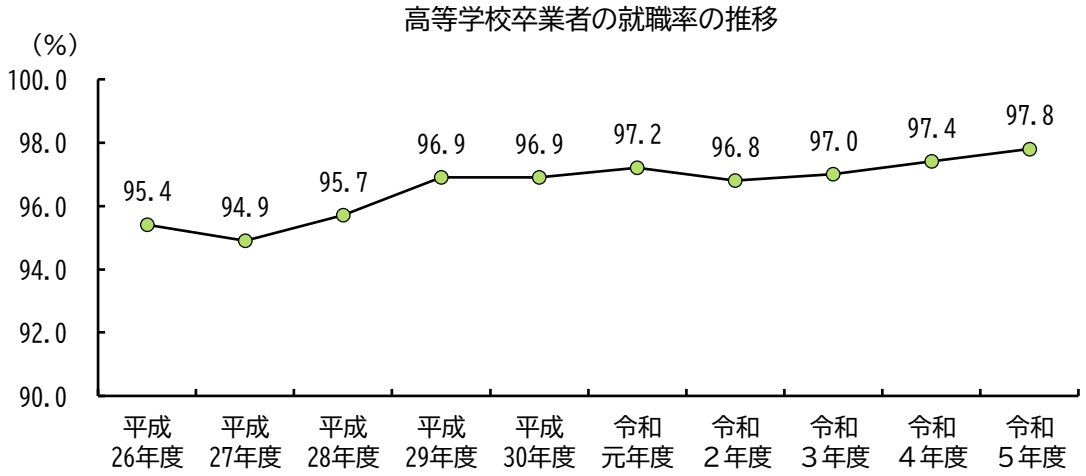

※　各年度３月末現在
資料：文部科学省「高等学校卒業（予定）者の就職内定状況等調査」

㉑　就職後３年以内の離職率の推移（全国）

全国の就職後３年以内の離職率の推移をみると、高校卒業者については35～40%程度の範囲で推移しており、令和２年（2020年）は37.0%となっています。また、大学等卒業者についてはおおむね横ばいで推移しており、令和２年（2020年）は34.7%となっています。

就職後３年以内の離職率の推移（全国）

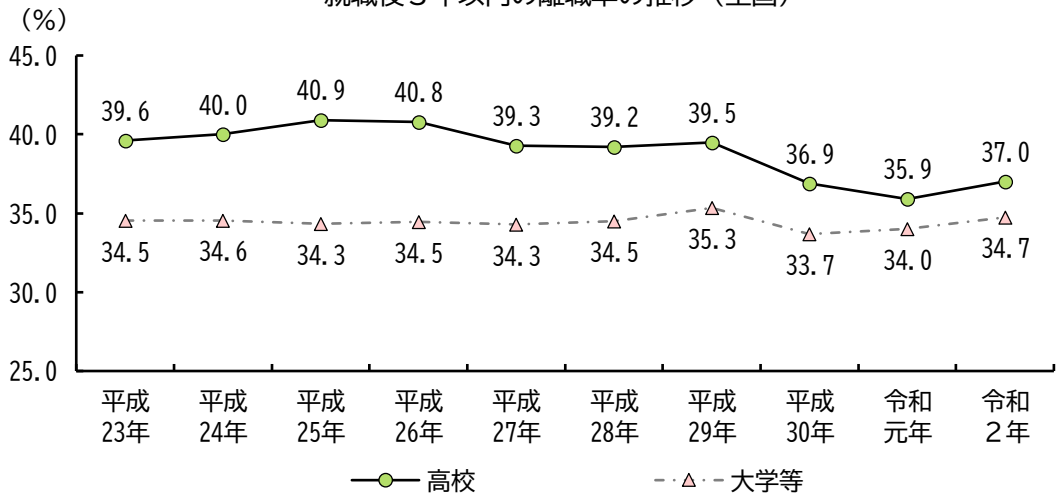

※　大学等の離職率は短大等と大学の合計値
資料：厚生労働省「新規学卒者の離職状況調査」

㉒　雇用形態の推移（全国）

全国の15～34歳の雇用形態の推移をみると、正規雇用、非正規雇用ともほぼ横ばいで推移しており、令和４年（2022年）で正規雇用は1,088万人、非正規雇用は500万人となっています。

雇用形態の推移（15～34歳）

単位：万人

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
正規	1,045	1,031	1,027	1,045	1,056	1,075	1,076	1,087	1,099	1,088
非正規	533	534	521	521	515	537	546	515	499	500

資料：総務省「労働力調査」

㉓　若年無業者数の推移（全国）

全国の若年無業者数は50～60万人台で推移しています。

全国の若年無業者数及び人口に対する割合（15歳～34歳）

単位：万人、％

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
若年無業者	60	56	56	56	54	53	56	69	58	57
15～34歳無業者の割合	2.2	2.1	2.1	2.2	2.1	2.1	2.2	2.7	2.3	2.3

※　若年無業者とは、就業者、完全失業者以外の者のうち、家事も通学もしていない者。

資料：総務省「労働力調査」

㉔　外出や家族以外との交流に困難を抱えている可能性のある人（姫路市）

本市が令和５年度（2023年度）に実施したアンケート調査において、外出や家族以外との交流に困難を抱えている可能性のある人の割合（推計）は2.35%となっています。単純に比較はできませんが、国の調査における「ひきこもり状態にある人の割合」とほぼ同程度となっています。

外出や家族以外との交流に困難を抱えている可能性のある人の割合（推計）

姫路市	外出や家族以外との交流に困難を抱えている可能性のある人の割合（推計）（15～64歳）	2.35%
全　国	ひきこもり状態にある人の割合（15～39歳）	2.05%
	ひきこもり状態にある人の割合（40～64歳）	2.02%

資料：（姫路市）姫路市「人々のつながりに関する市民アンケート」（令和５年度（2023年度））
（全国）内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和４年度（2022年度））

㉕　保育所等、放課後児童クラブの利用児童数と待機児童数の推移（姫路市）

本市における保育所等の利用児童数は令和２年度（2020年度）をピークに減少傾向にあり、令和６年度（2024年度）で14,794人となっています。また、待機児童数は平成30年度（2018年度）をピークに年々減少しており、令和６年度（2024年度）で18人となっています。

利用児童数と待機児童数の推移（保育所等）

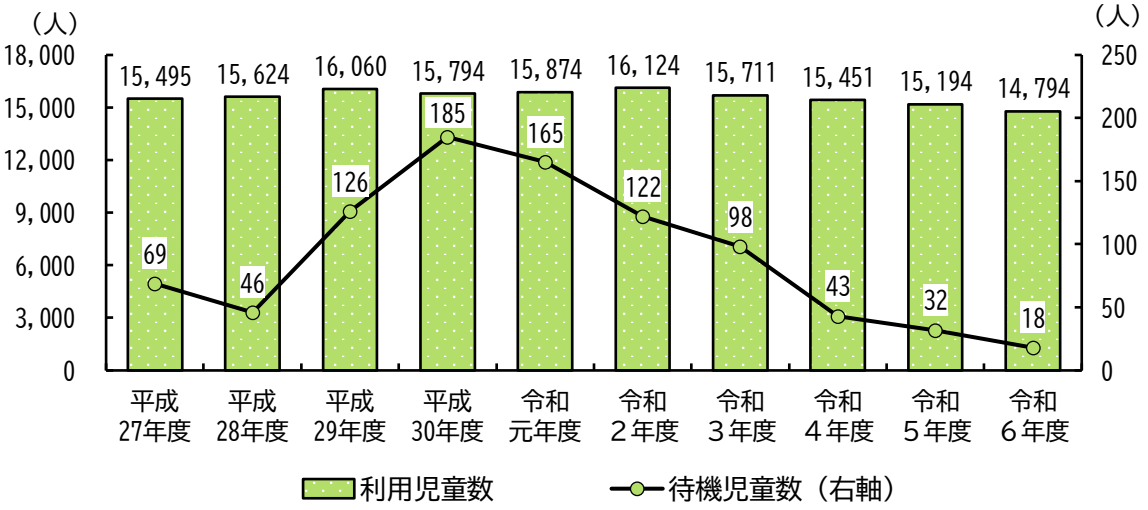

※各年度４月１日現在
資料：庁内資料

本市における放課後児童クラブの利用児童数は令和２年度（2020年度）をピークに一旦減少しましたが、令和５年度（2023年度）から増加に転じ、令和６年度（2024年度）で4,349人となっています。また、待機児童数は平成29年度（2017年度）から令和３年度（2021年度）にかけて減少しましたが、その後年々増加し、令和６年度（2024年度）で225人と、平成27年度（2015年度）以降で最も多くなっています。

利用児童数と待機児童数の推移（放課後児童クラブ）

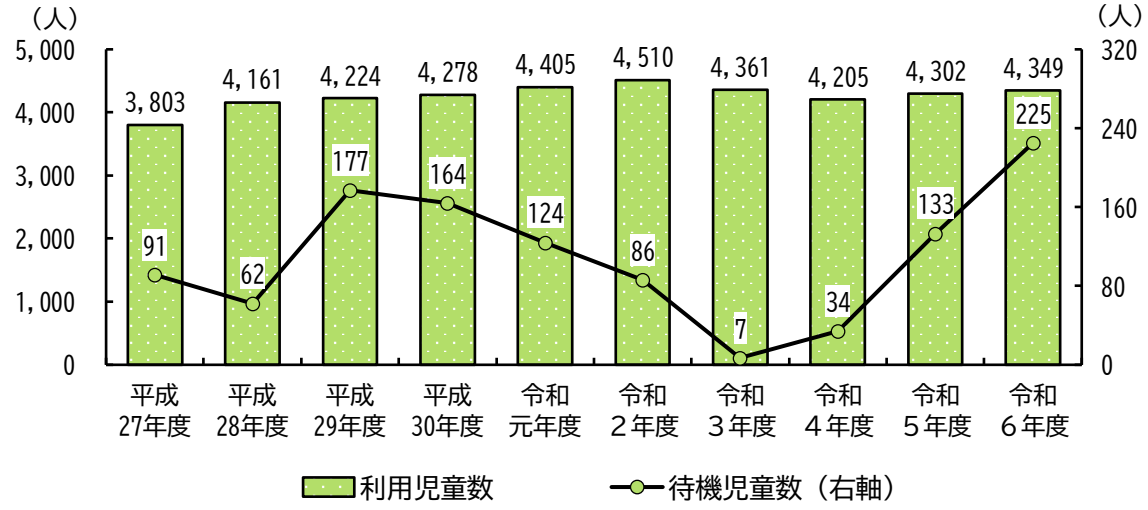

※各年度５月１日現在
資料：庁内資料

㉖　こども・若者の意見表明の意欲（小学４年生世代～概ね20代）（全国）

国が令和４年度（2022年度）に行った調査では、国や自治体の制度や政策について思ったことを伝えたいと思うかについて、「そう思う」が33.6%、「ややそう思う」が34.8%となっており、両者を合わせた割合は７割近くとなっています。

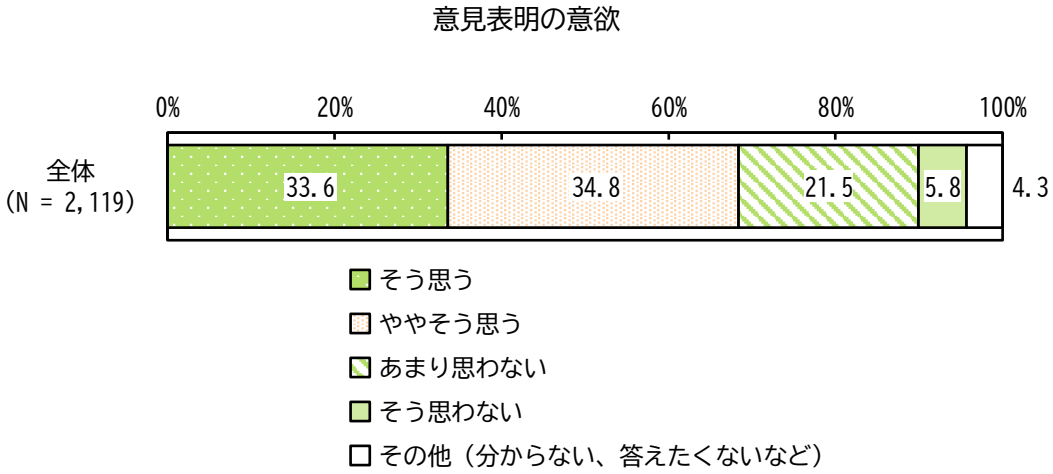

資料：内閣府「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」（令和４年度（2022年度））

㉗　意見表明をしたいと思わない理由（小学４年生世代～概ね20代）（全国）

国が令和４年度（2022年度）に行った調査では、意見表明をしたいと思わない理由について、「国や自治体に意見を伝えても反映されないと思うから」が43.3%と最も高く、次いで「どのように国や自治体に意見を伝えればいいか分からないから」が34.3%、「国や自治体が何をしているのか、どんな人がいるのか分からないから」が34.1%となっています。

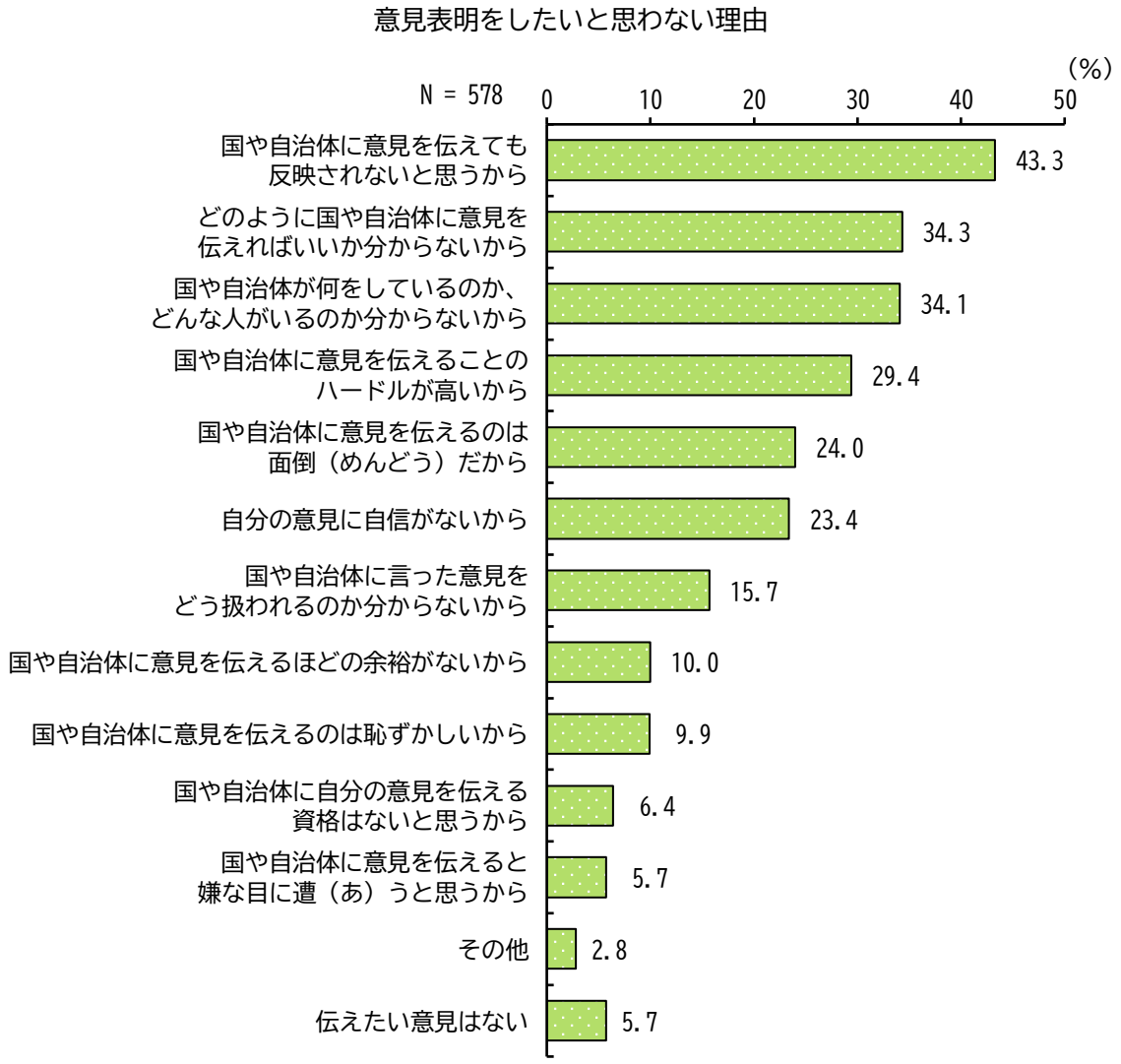

資料：内閣府「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」（令和４年度（2022年度））

（２）市民アンケート調査の結果

本計画の策定に当たり、本市のこども・若者及び子育て中の保護者の状況やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和５年度（2023年度）に「姫路市子育て支援に関するアンケート調査」、「姫路市子ども・若者意識調査」、「姫路市子どもの生活実態調査」の３種類のアンケート調査を実施しました。各調査の詳細な結果は、それぞれの報告書（本計画の別冊３～５）に掲載しています。

ここでは、本市における現状・課題の分析において特に関係の深い調査結果を掲載しています。

①　子育て支援に関するアンケート調査

①-ア　今後、利用したいと思う平日の定期的な教育・保育事業【就学前児童保護者】

平日の定期的な教育・保育事業を利用している人に、今後、利用したいと思う事業について聞いたところ、「認定こども園の保育利用（２号認定、３号認定）」が最も多く58.4%、次いで「保育所（市立・私立）」が24.5%、「幼稚園（市立・私立）（通常の就園時間の利用）」が14.5%となっています。

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人においては、「認定こども園の保育利用（２号認定、３号認定）」が最も多く50.5%、次いで「幼稚園（市立・私立）（通常の就園時間の利用）」が38.6%、「保育所（市立・私立）」が36.4%となっています。

【今後、利用したいと思う平日の定期的な教育・保育事業】

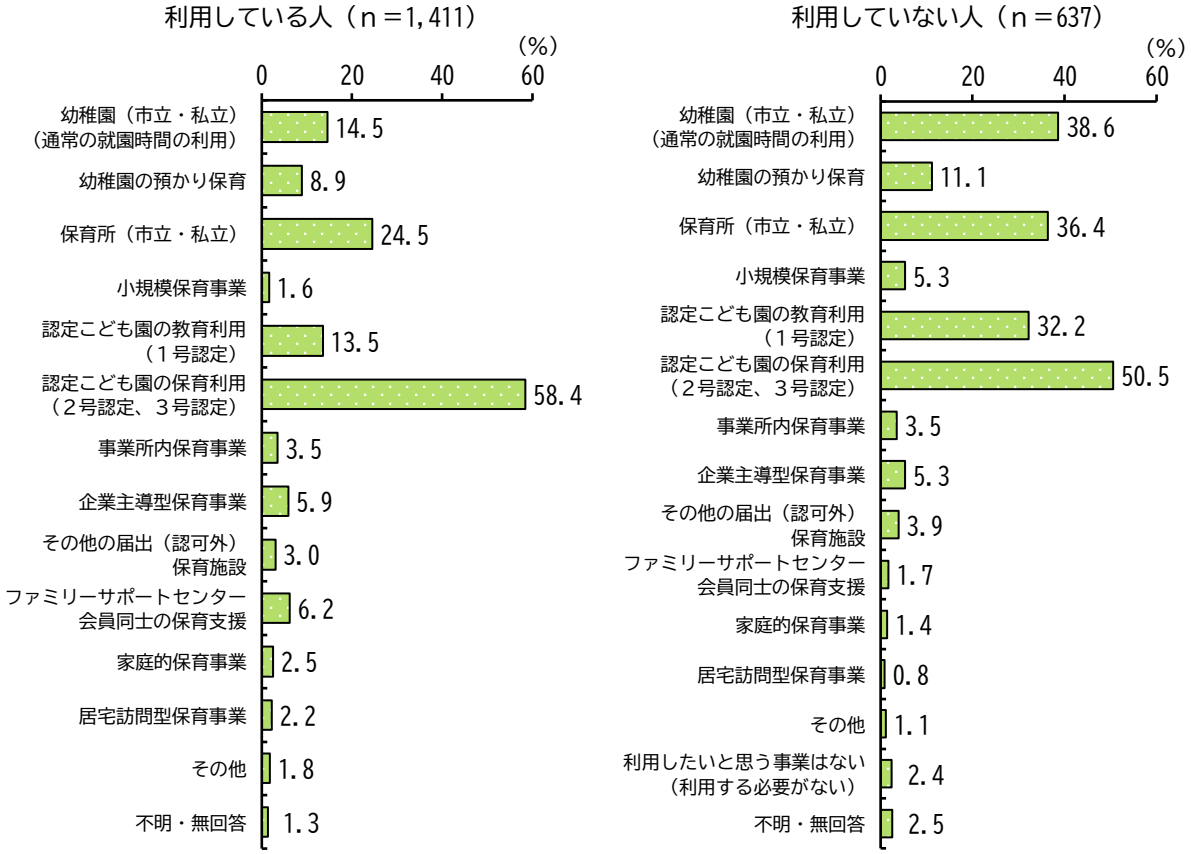

①-イ　平日の定期的な教育・保育事業を選ぶ際に重視する項目【就学前児童保護者】

平日の定期的な教育・保育事業を利用している人に、事業を選ぶ際に重視する項目について聞いたところ、「通勤・送迎の利便性」が最も多く77.3%、次いで「居住校区（周辺を含む）に立地」が66.0%、「施設長や職員の子ども・保護者への対応」が63.7%となっています。

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人においては、「通勤・送迎の利便性」が最も多く64.8%、次いで「居住校区（周辺を含む）に立地」が64.2%、「施設長や職員の子ども・保護者への対応」が62.2%となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業を選ぶ際に重視する項目】

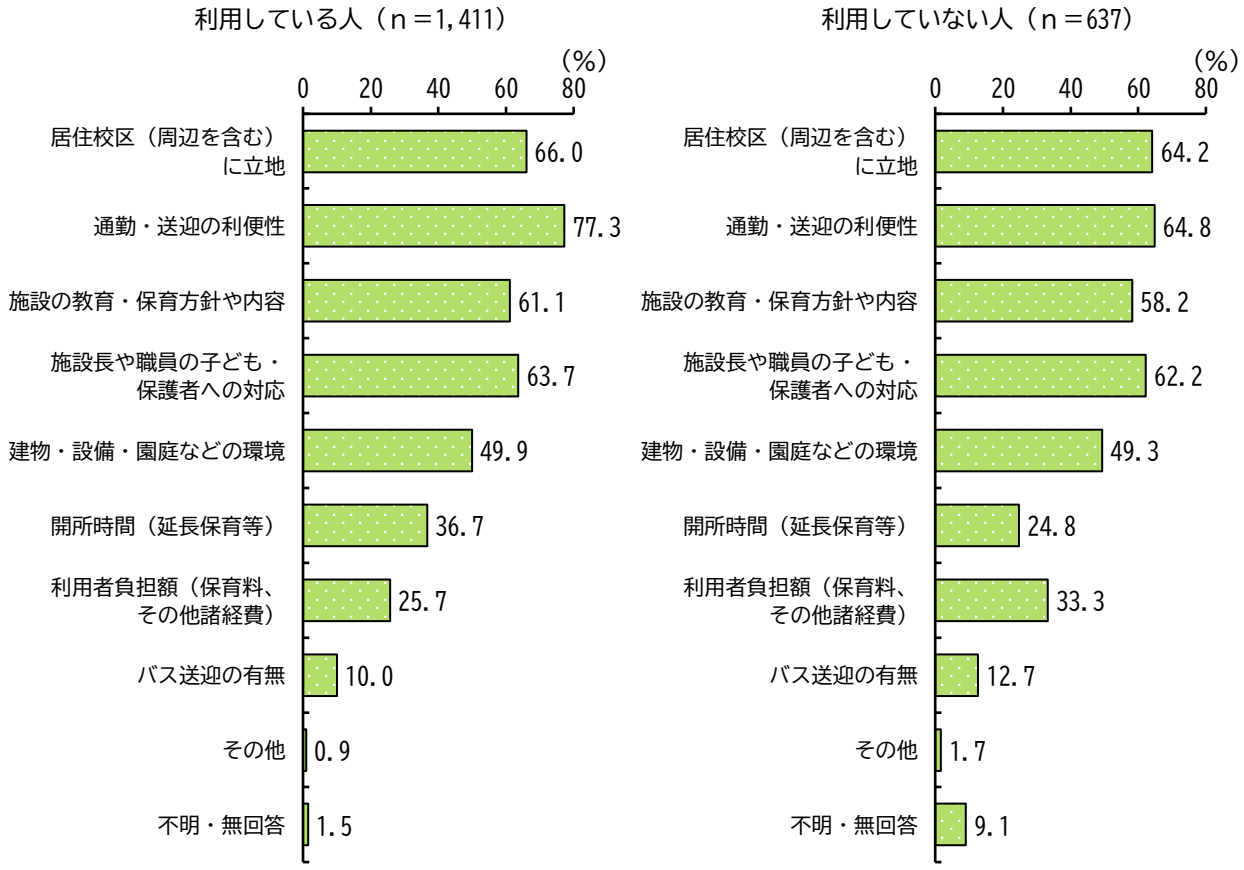

①-ウ　子育て相談窓口の利用状況【就学前児童保護者・小学生保護者】

市が実施する子育て相談窓口の利用状況について聞いたところ、子育て世代包括支援センター（中央保健センター・南保健センター・西保健センター・中央保健センター北分室・こどもの未来健康支援センター「みらいえ」内）については、「知っているが利用したことがない」が最も多く、42.3%となっています。

すこやかセンター（子育て情報相談室）、駅前すくすくひろば、わくわく広場については「知っているが利用したことがない」が最も多く、40.7%となっています。

星の子館、児童センターについては、「利用したことがある」が最も多く、55.0%となっています。

こども家庭総合支援室（現：子育て支援室）については、「知らない」が最も多く、75.2%となっています。

ぱっそkidsについては、「知らない」が最も多く、80.5%となっています。

【子育て相談窓口の利用状況】

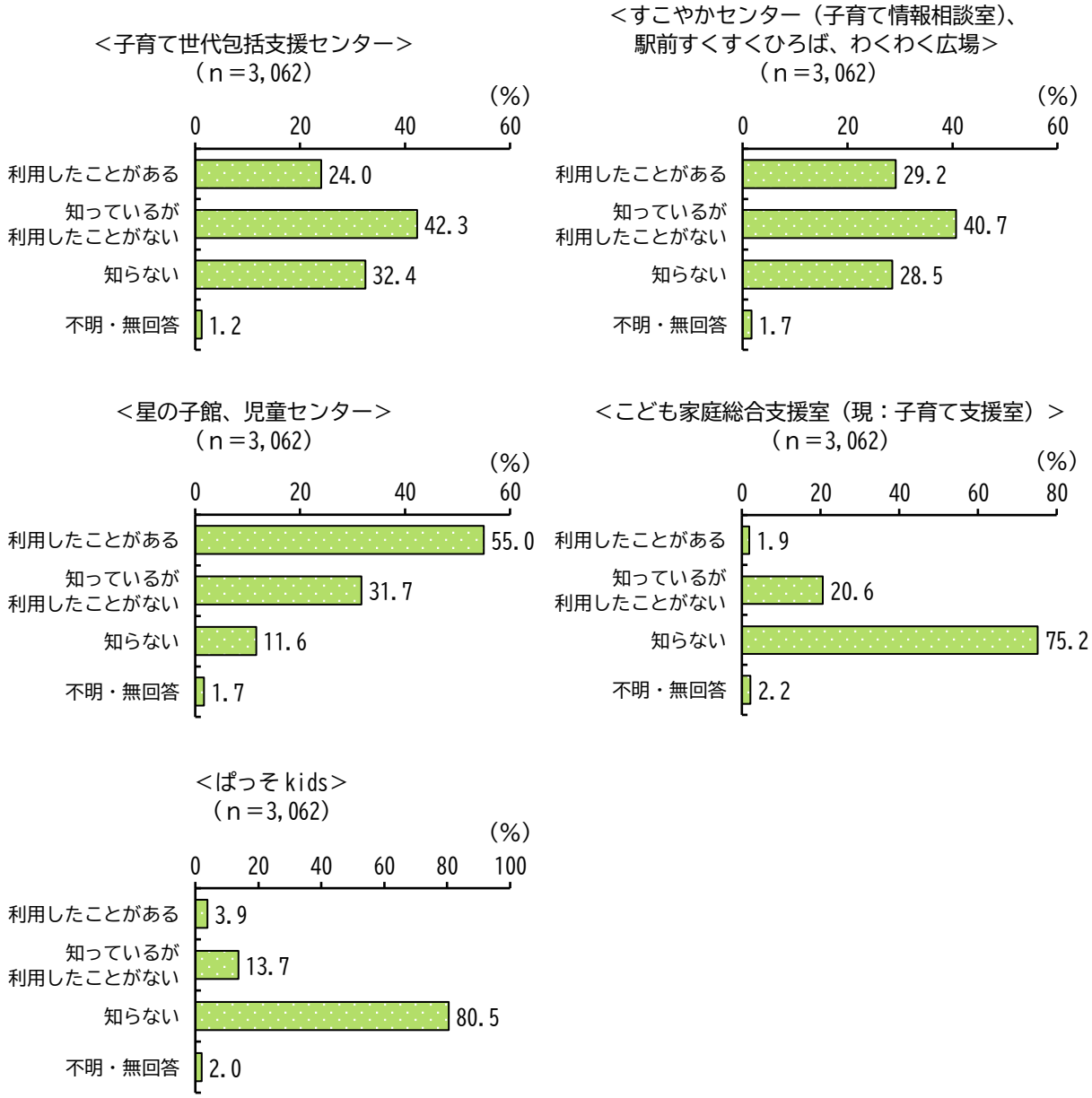

①-エ　育児休業の取得状況【就学前児童保護者】

子どもが生まれたとき、育児休業を取得したか聞いたところ、父親では「取得した（または現在取得中である）」が12.5%、「取得していない」が82.5%、母親では「取得した（または現在取得中である）」が47.5%、「取得していない」が8.2%となっています。

【育児休業の取得状況】

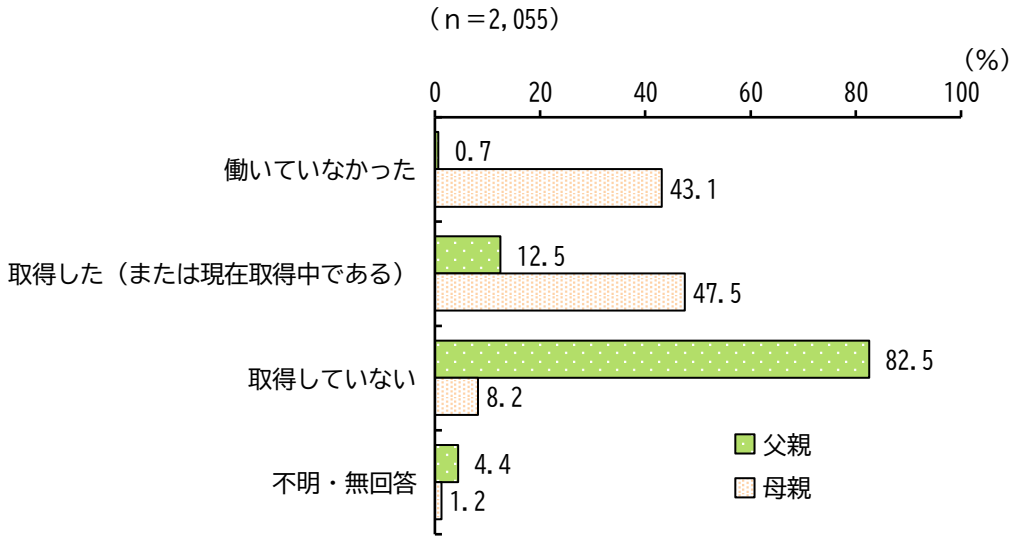

①-オ　子育て環境や支援の満足度【就学前児童保護者・小学生保護者】

子育ての環境や支援の満足度について聞いたところ、「満足」（「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計）と答えた人の割合は19.5%、「満足していない」（「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計）と答えた人の割合は31.6%となっています。

【子育て環境や支援の満足度】

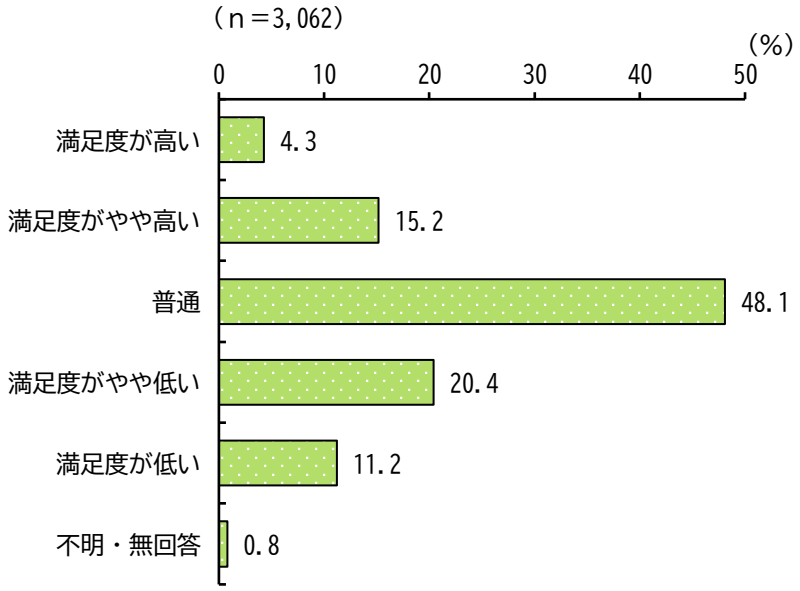

②　子ども・若者意識調査

②-ア　未婚又は独身でいる理由【18～39歳のうち、現在結婚していない方】

「適当な相手にめぐり会わない」が最も高く37.2%、次いで「まだ結婚するには若いと思う」が26.4%、「結婚していない方が自由で気楽」が25.1%となっています。

【未婚又は独身でいる理由】

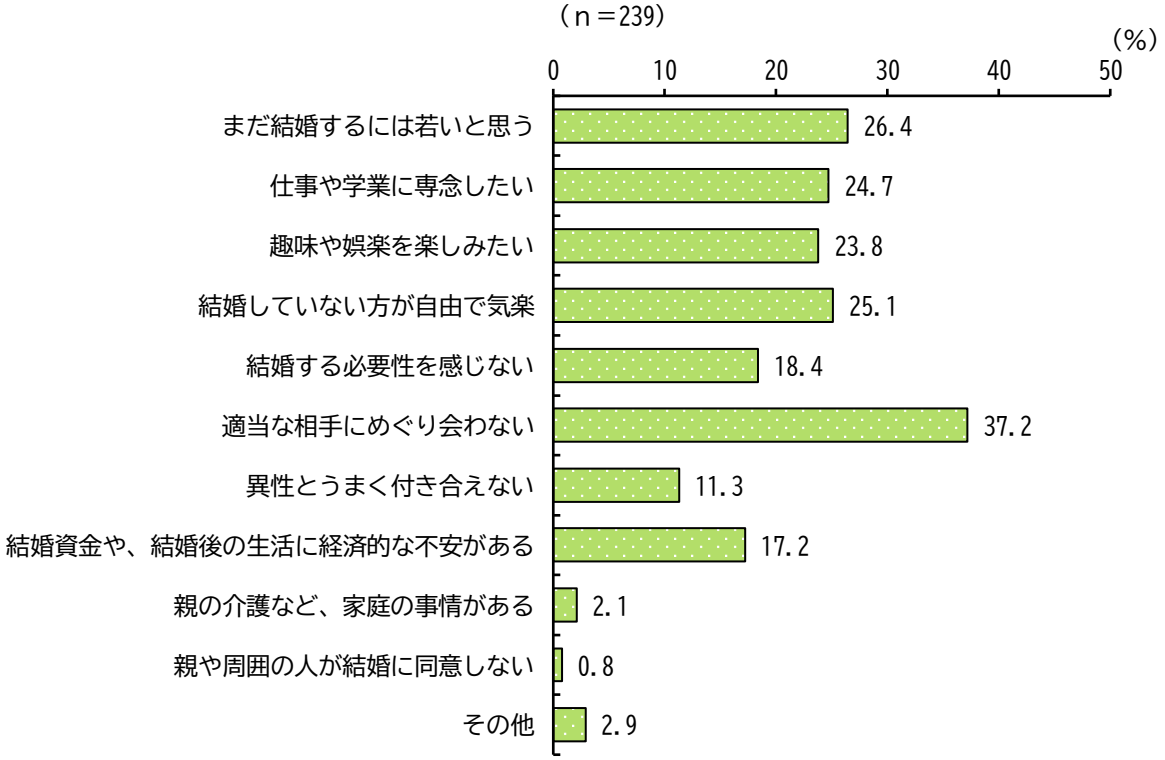

②-イ　結婚の希望【15～39歳のうち、現在結婚していない方】

「結婚したい」が38.2%と最も高くなっています。

「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」を合わせた割合は67.9%、「結婚したくない」と「どちらかといえば結婚したくない」を合わせた割合は18.3%となっています。

【結婚の希望】

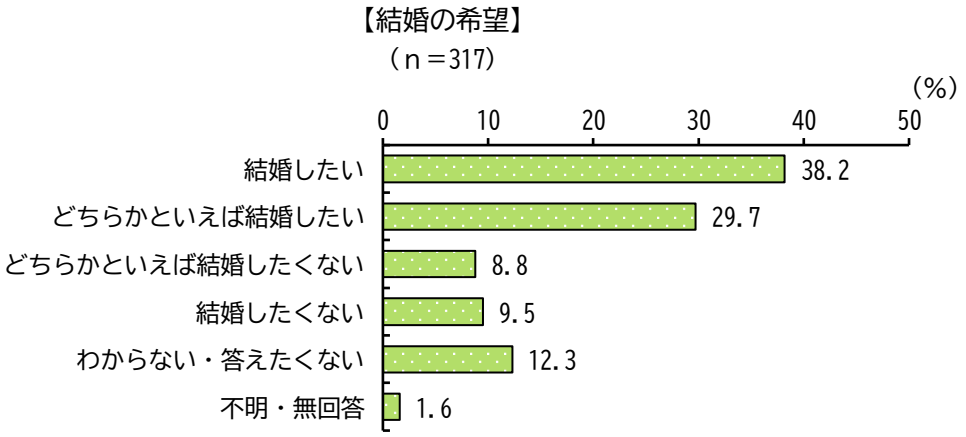

②-ウ　結婚を希望する人への支援のために姫路市が行うべき取組【15～39歳】

「給料など雇用・労働条件を改善する」と「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える」が最も高く57.5%、次いで「住宅に関する費用を支援する」が32.3%、「結婚に関する費用を支援する」が26.3%となっています。

【結婚を希望する人への支援のために姫路市が行うべき取組】

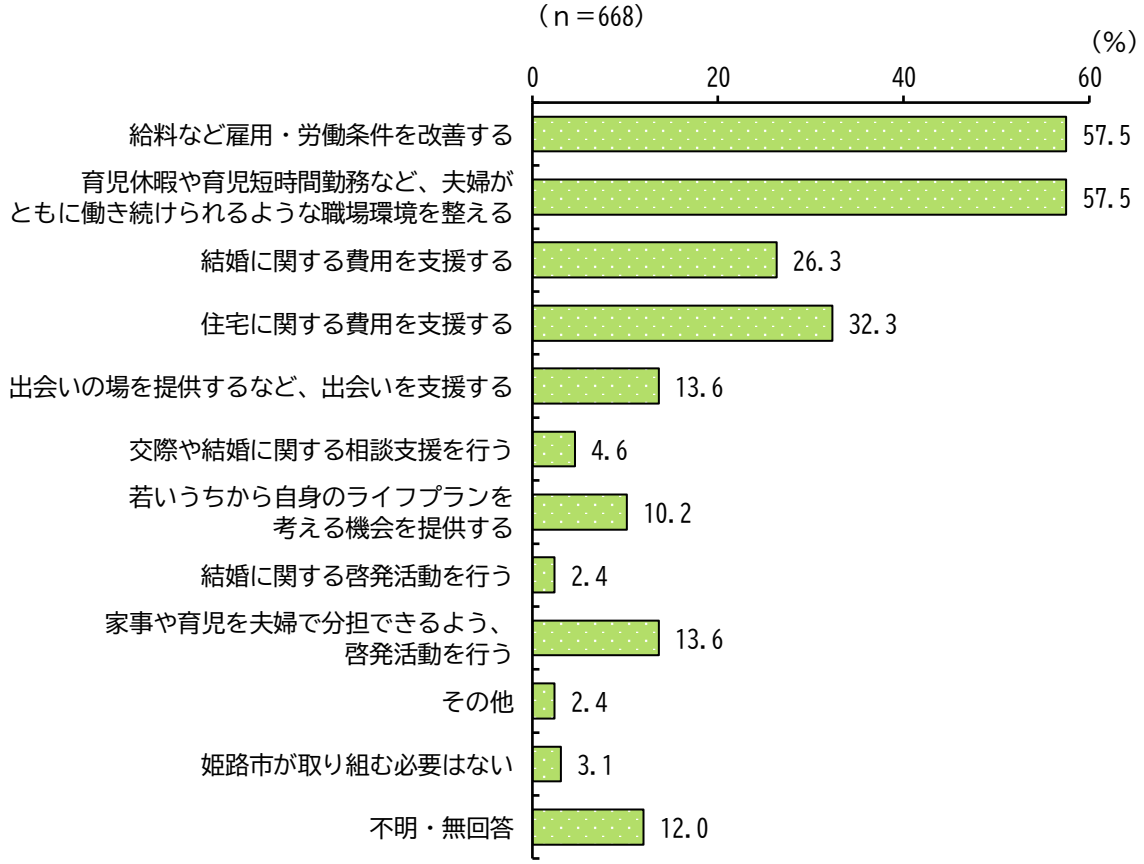

②-エ　理想とする数の子どもを持てると思うか【15～39歳】

「どちらかといえば、持てると思う」が23.2%と最も高くなっています。

「すでに持てている」、「持てると思う」及び「どちらかといえば、持てると思う」を合わせた割合は50.3%、「持てると思わない」と「どちらかといえば、持てると思わない」を合わせた割合は37.8%となっています。

【理想とする数の子どもを持てると思うか】

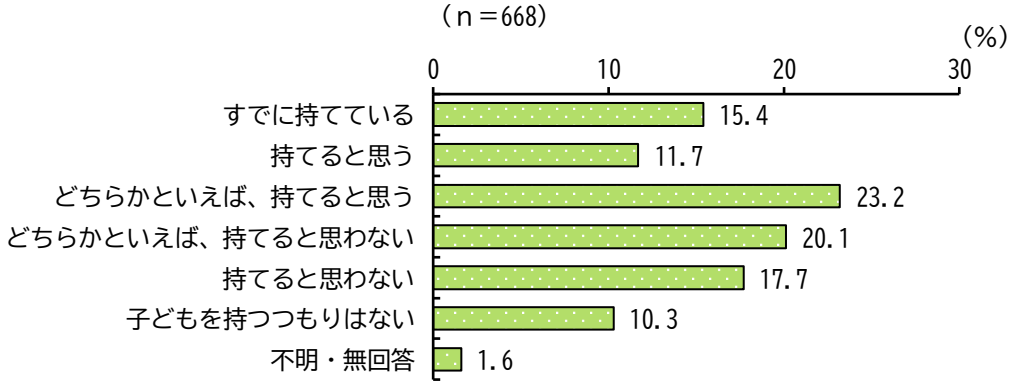

②-オ　理想とする数の子どもを持てそうにないと思う理由
【15～39歳のうち、理想とする数の子どもを「持てると思わない」又は「どちらかといえば、持てると思わない」と回答した方】

「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高く64.3%、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」が40.5%、「年齢的に妊娠・出産が難しいから」が21.4%となっています。

【理想とする数の子どもを持てそうにないと思う理由】

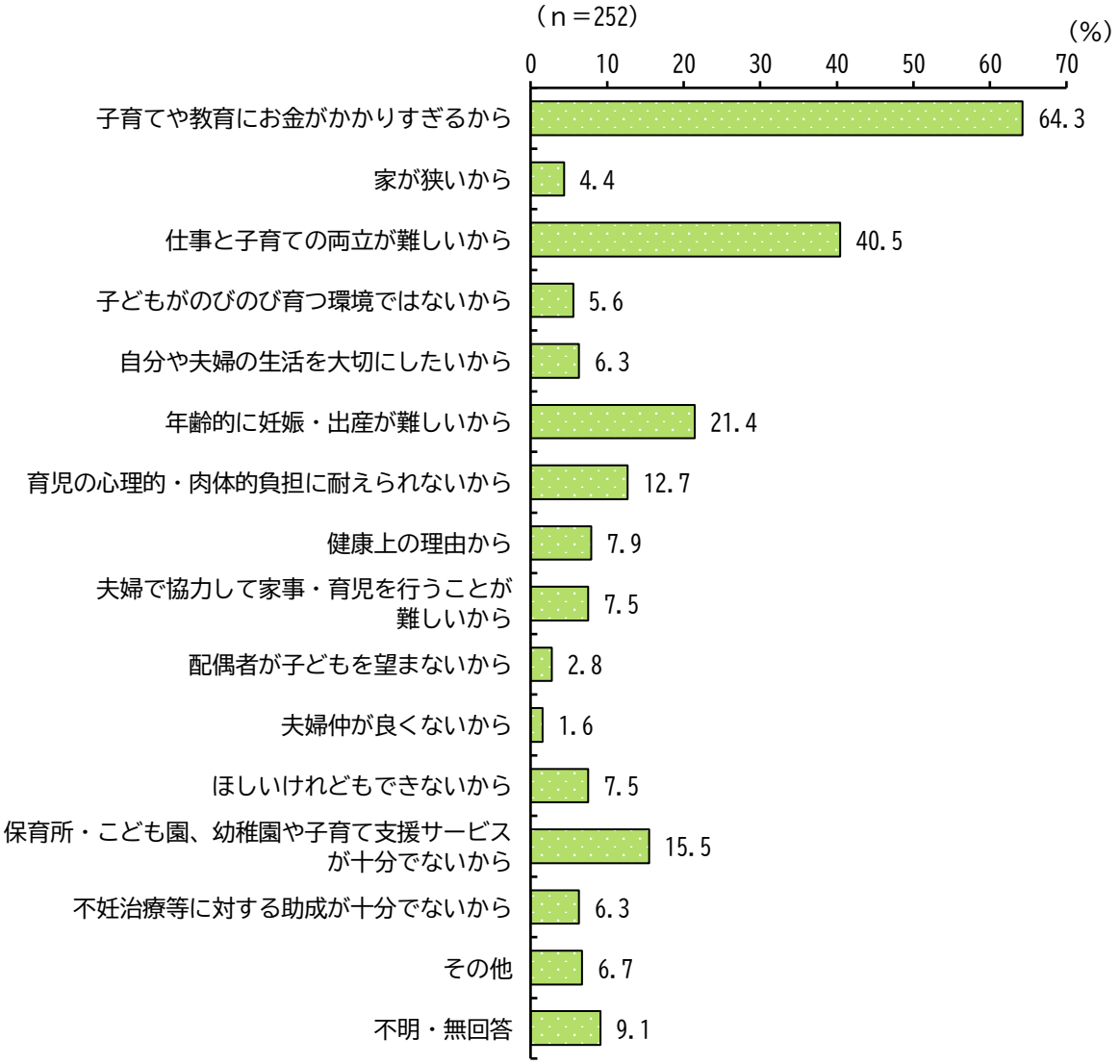

②-カ　現在の幸福感【10～39歳】

「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた割合は、10～14歳では92.6%、15～39歳では89.1%となっています。

【現在の幸福感】

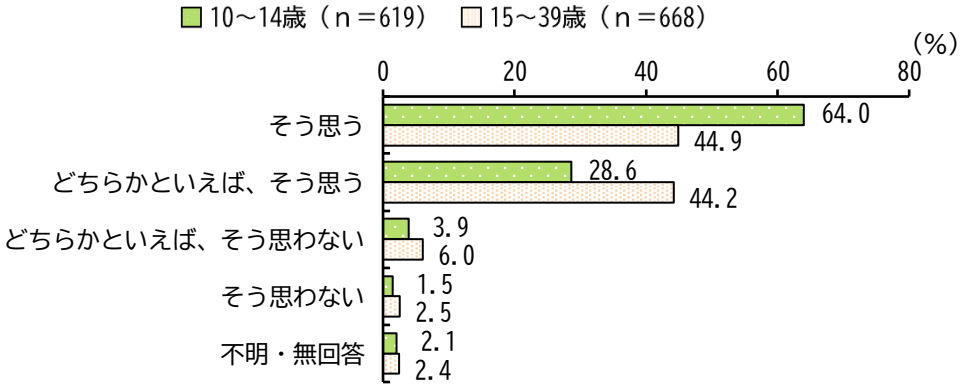

②-キ　自己認識：今の自分が好きだ【10～39歳】

10～14歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「あてはまる」となっており、両者を合わせた割合は74.3%となっています。また、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は、24.4%となっています。

15～39歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」となっています。「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は65.2%で、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は32.5%となっています。

【自己認識：今の自分が好きだ】

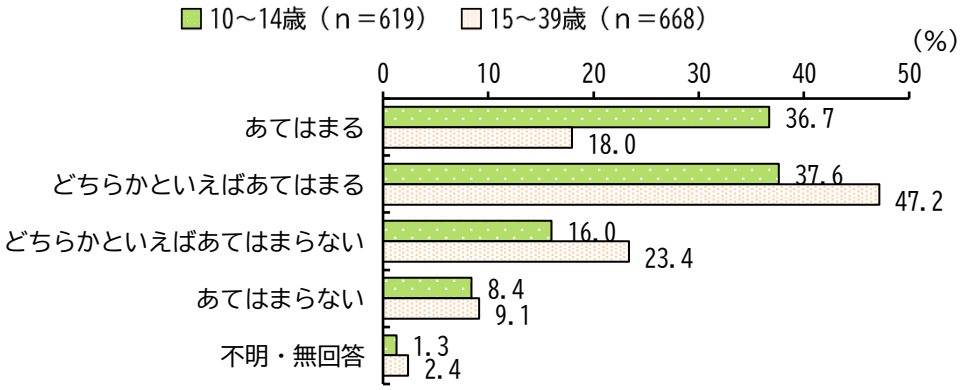

②-ク　自己認識：うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む【10～39歳】

10～14歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「あてはまる」となっており、両者を合わせた割合は79.5%となっています。また、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は19.2%となっています。

15～39歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」となっています。「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は56.3%で、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は41.6%となっています。

【自己認識：うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む】

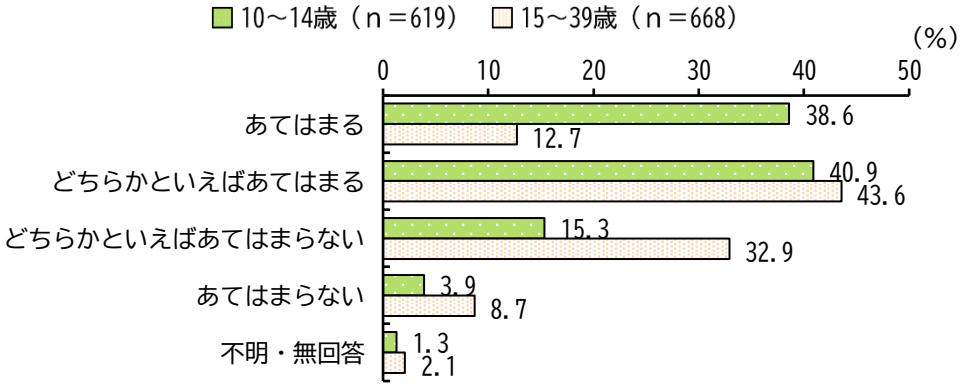

②-ケ　自己認識：自分は周りの人の役に立っていると思う【10～39歳】

10～14歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「あてはまる」となっており、両者を合わせた割合は72.6%となっています。また、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は25.6%となっています。

15～39歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」となっています。「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は57.2%で、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は40.0%となっています。

【自己認識：自分は周りの人の役に立っていると思う】

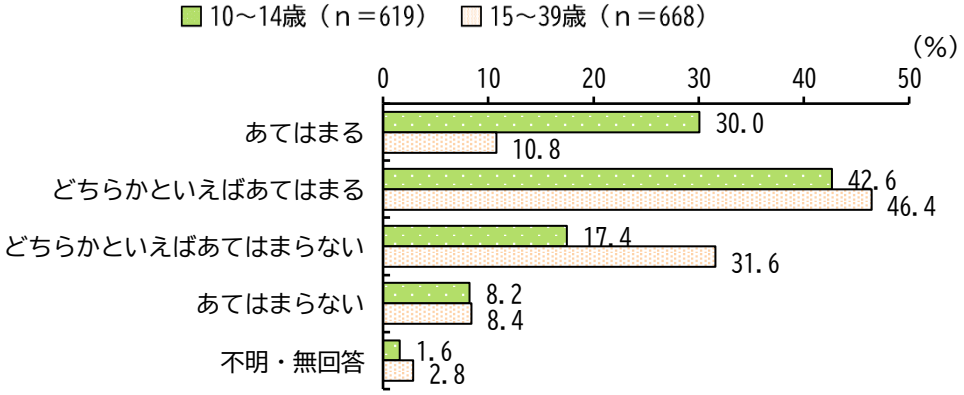

②-コ　自己認識：自分には自分らしさというものがあると思う【15～39歳】

「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は80.7%、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は17.4%となっています。

【自己認識：自分には自分らしさというものがあると思う】

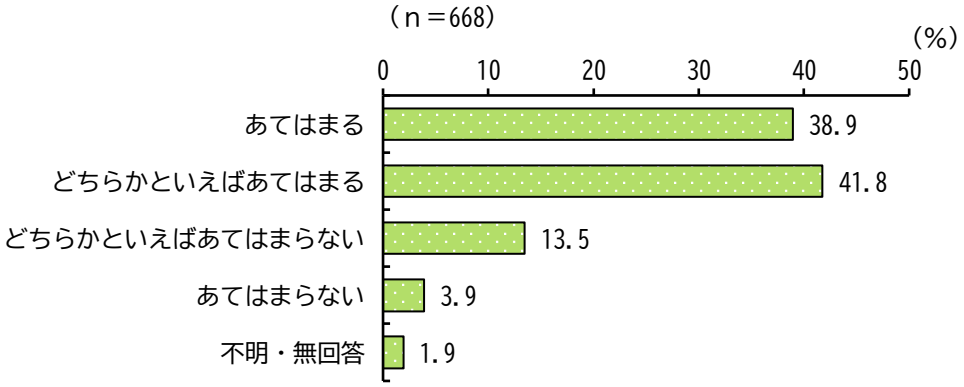

②-サ　自己認識：努力すれば希望する職業につくことができる【15～39歳】

「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は60.1%、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は37.5%となっています。

【自己認識：努力すれば希望する職業につくことができる】

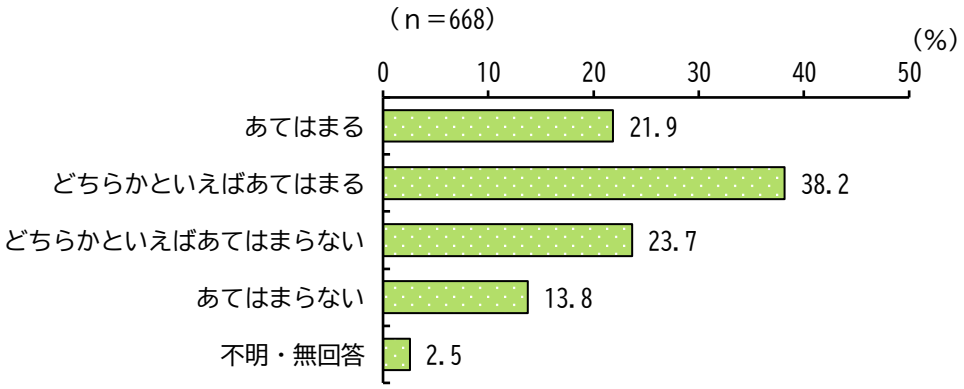

②-シ　自己認識：自分の考えをはっきり相手に伝えることができる【15～39歳】

「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は54.8%、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は43.4%となっています。

【自己認識：自分の考えをはっきり相手に伝えることができる】

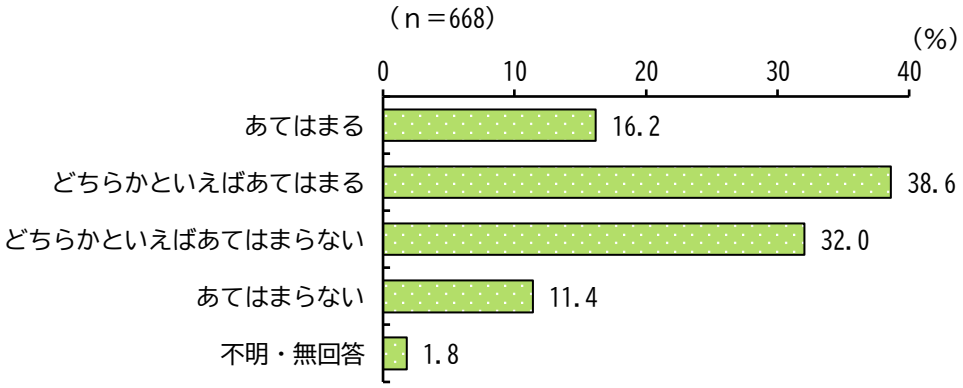

②-ス　将来への希望【10～39歳】

「希望がある」と「どちらかといえば、希望がある」を合わせた割合は、10～14歳では83.5%、15～39歳では67.3%となっています。また、「希望がない」と「どちらかといえば、希望がない」を合わせた割合は、10～14歳では15.4%、15～39歳では30.7%となっています。

【将来への希望】

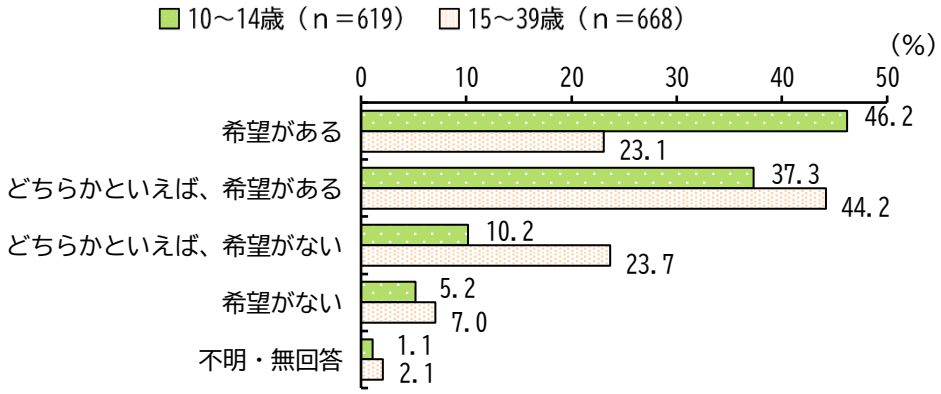

②-セ　悩みごとや困りごとを相談できる人の有無【10～39歳】

いずれの年齢層でも「いる」が最も高く、10～14歳では93.4%、15～39歳では89.1%となっています。

【悩みごとや困りごとを相談できる人の有無】

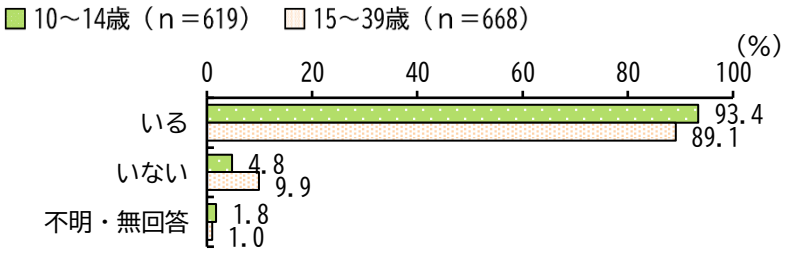

②-ソ　子ども・若者の相談窓口の認知度【10～39歳】

いずれの年齢層でも「知っているものがある」が最も高く、10～14歳で51.5%、15～39歳で51.9%となっています。次いで「知っているものはない」が高くなっており、10～14歳で42.5%、15～39歳で43.6%となっています。

【子ども・若者の相談窓口の認知度】

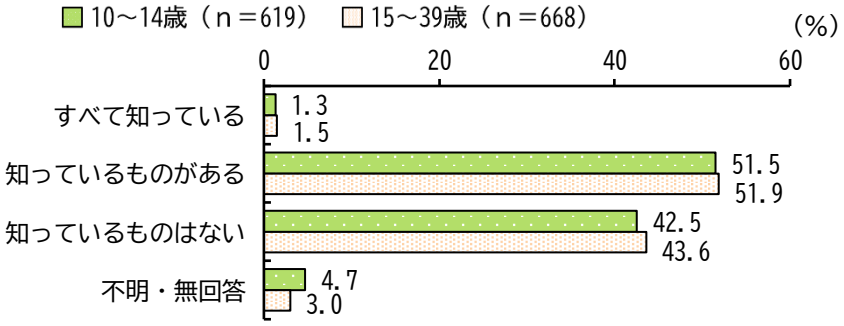

②-タ　子ども・若者の相談窓口の利用希望【10～39歳】

「利用したいと思う」と「どちらかといえば利用したいと思う」を合わせた割合は、10～14歳で45.6%、15～39歳で40.4%となっています。また、「利用したいと思わない」と「どちらかといえば利用したいと思わない」を合わせた割合は、10～14歳で52.0%、15～39歳で56.4%となっています。

【子ども・若者の相談窓口の利用希望】

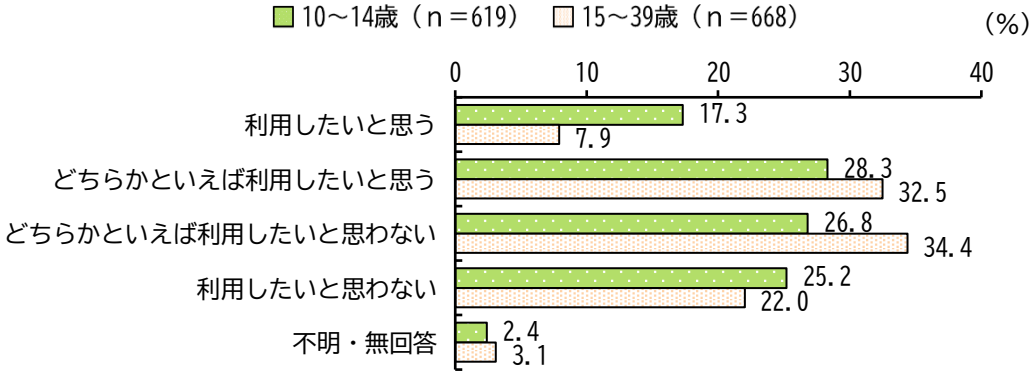

②-チ　子ども・若者の相談窓口の利用を希望しない理由
【10～39歳のうち、子ども・若者の相談窓口を「利用したいと思わない」又は「どちらかといえば利用したいと思わない」と回答した方】

いずれの年齢層でも「相談できる人が身近にいるので、行く必要がないから」が最も高く、10～14歳で68.6%、15～39歳で49.1%となっています。次いで、10～14歳では「相手がどんな人かわからないから」が32.0%、「相手にうまく伝えられないから」が23.0%となっており、15～39歳では「相談しても解決できないと思うから」が40.8%、「相手がどんな人かわからないから」が31.3%となっています。

【子ども・若者の相談窓口の利用を希望しない理由】

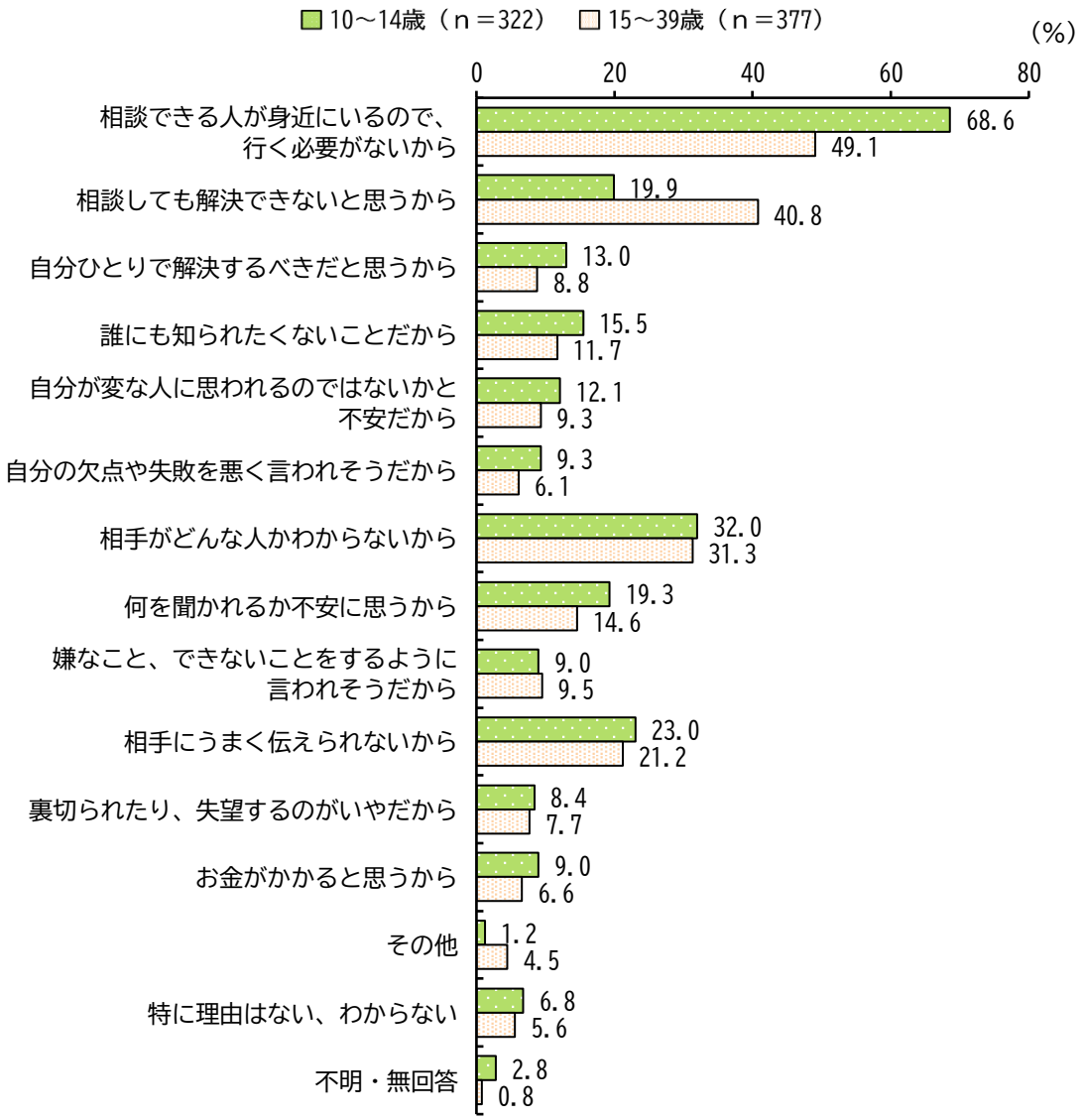

②-ツ　相談先に対する希望【10～39歳】

10～14歳では、「秘密が守られる」が最も高く64.0%、次いで「無料で相談できる」が52.8%、「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」が49.1%となっています。

15～39歳では、「秘密が守られる」が最も高く68.1%、次いで「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」が58.2%、「無料で相談できる」が57.3%となっています。

【相談先に対する希望】

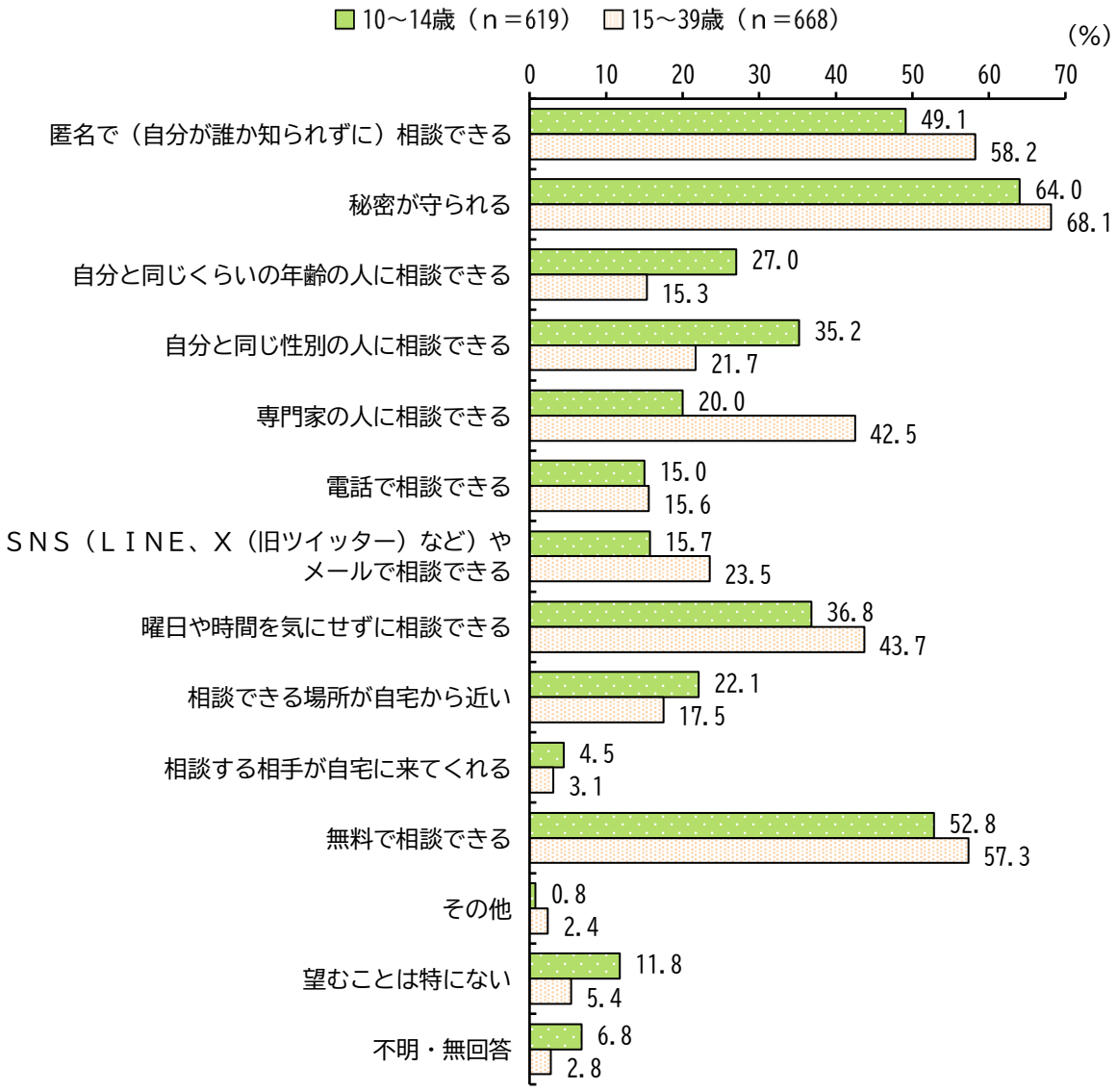

②-テ　姫路市が取り組むべき子ども・若者への支援【15～39歳】

「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」が最も高く36.8%となっています。

その他では、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」、「学校の教育を充実する」、「子ども・若者がほっとできる居場所を充実する」が高くなっています。

【姫路市が取り組むべき子ども・若者への支援】

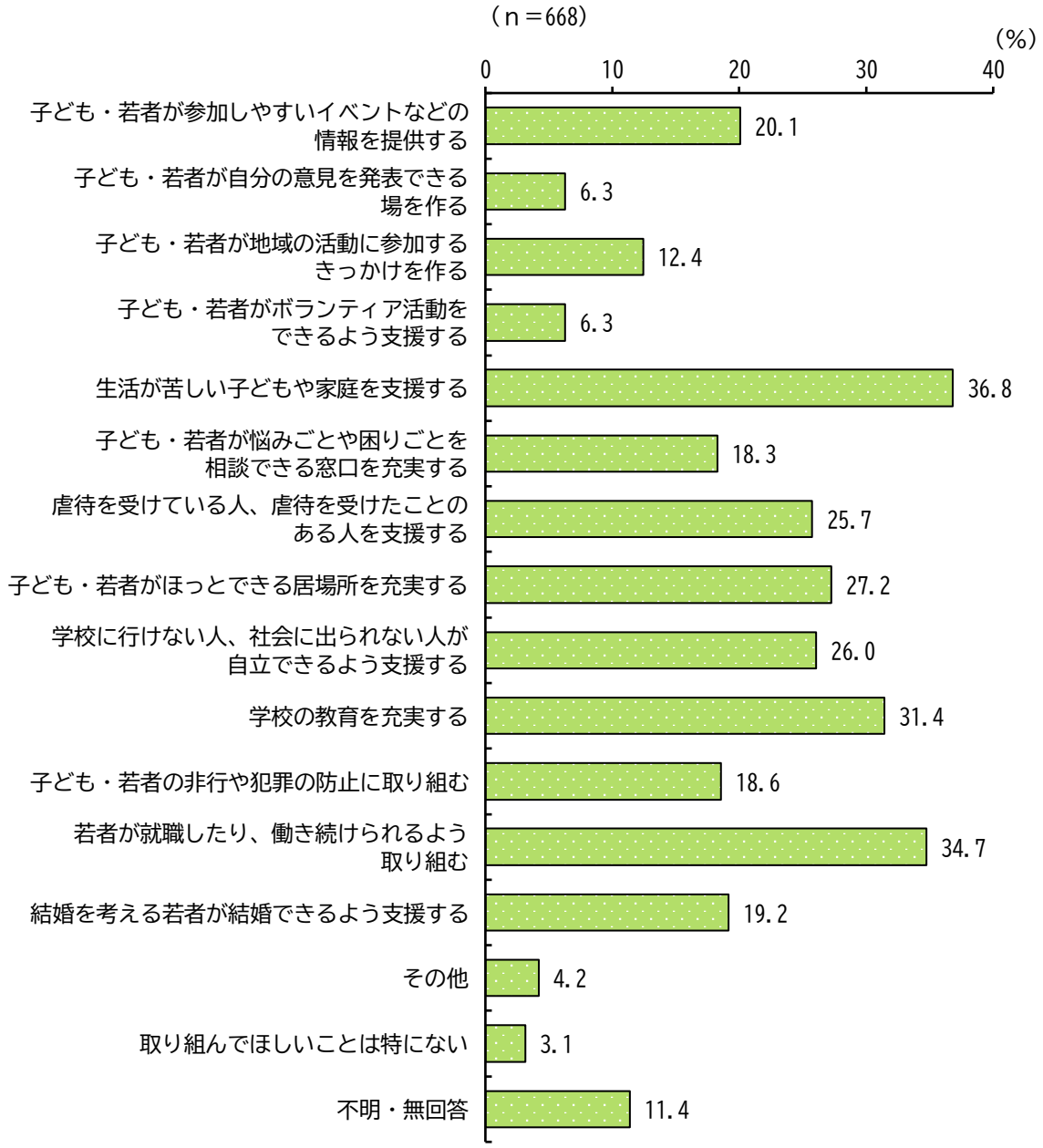

②-ト　子どもの意見表明権の認知度【10～39歳】

いずれの年齢層でも「知らない」が最も高く、10～14歳で42.2%、15～39歳で37.6%となっています。また、「知っている」は、10～14歳で31.5%、15～39歳で31.0%となっています。

「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」と「知らない」を合わせた割合は、10～14歳で66.3%、15～39歳でも66.3%となっています。

【子どもの意見表明権の認知度】

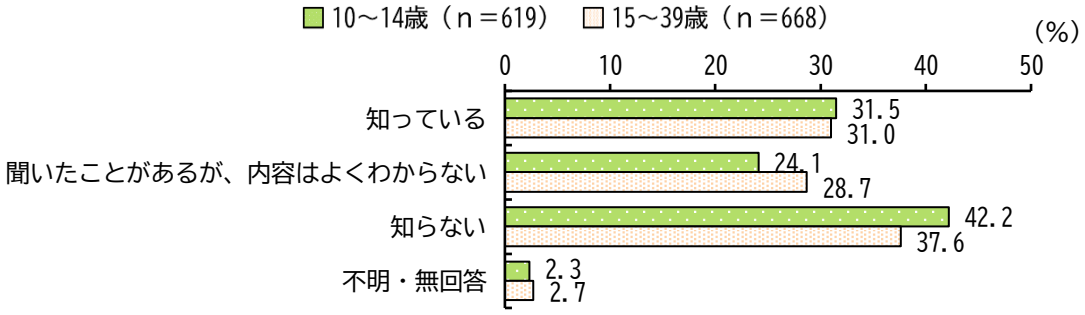

②-ナ　市に対して意見を伝えやすくなるような方法・手段【10～39歳】

10～14歳では、「インターネットのアンケートに答える」が最も高く39.9%、次いで、「メールで伝える」が28.8%、「自分の学校で、対面で伝える」が24.1%となっています。

15～39歳では、「インターネットのアンケートに答える」が最も高く57.6%、次いで「ＳＮＳ（ＬＩＮＥ、Ｘ（旧ツイッター）、インスタグラムなど）で伝える」が40.3%、「メールで伝える」が33.4%となっています。

【市に対して意見を伝えやすくなるような方法・手段】

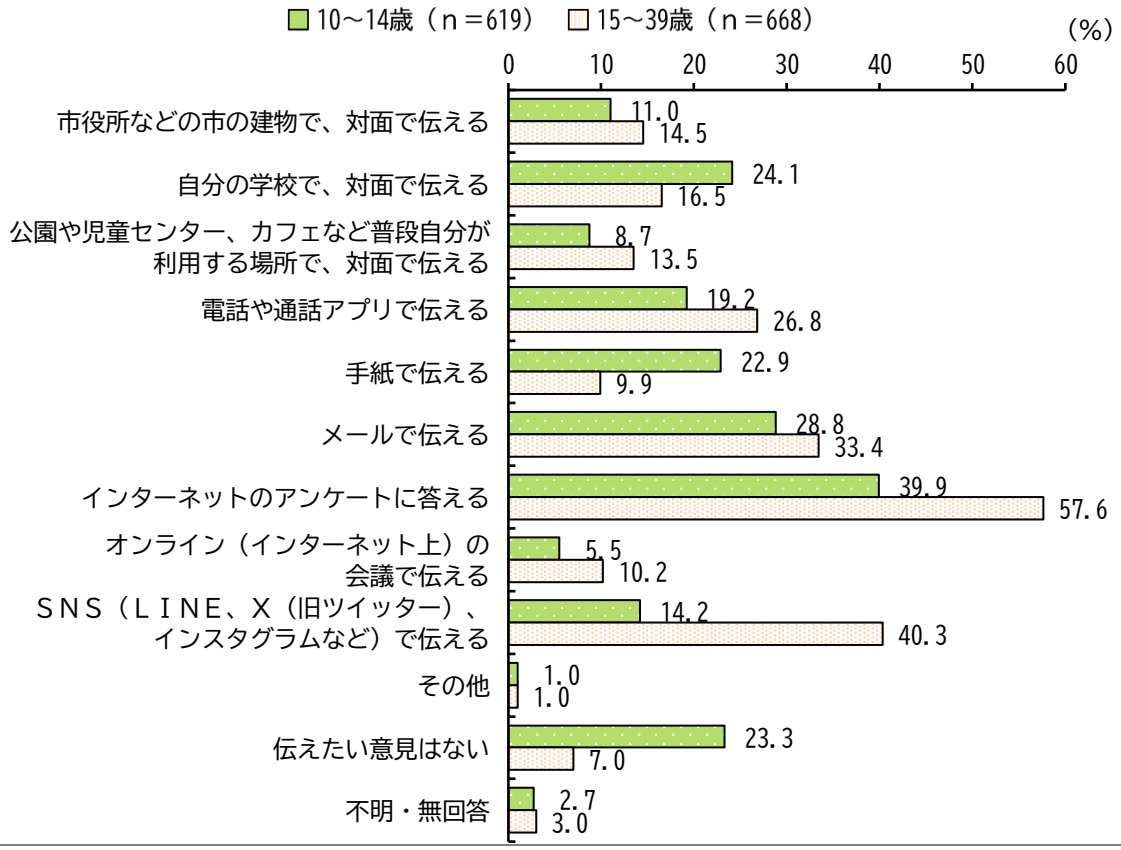

②-二　市に対して意見を伝えやすくなるような工夫・ルール【10～39歳】

10～14歳では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が最も高く49.9%、次いで「伝えた内容が公開されない（秘密にしてくれる）」が41.5%、「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が34.4%となっています。

15～39歳では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が最も高く66.3%、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が47.6%、「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」が38.5%となっています。

【市に対して意見を伝えやすくなるような工夫・ルール】

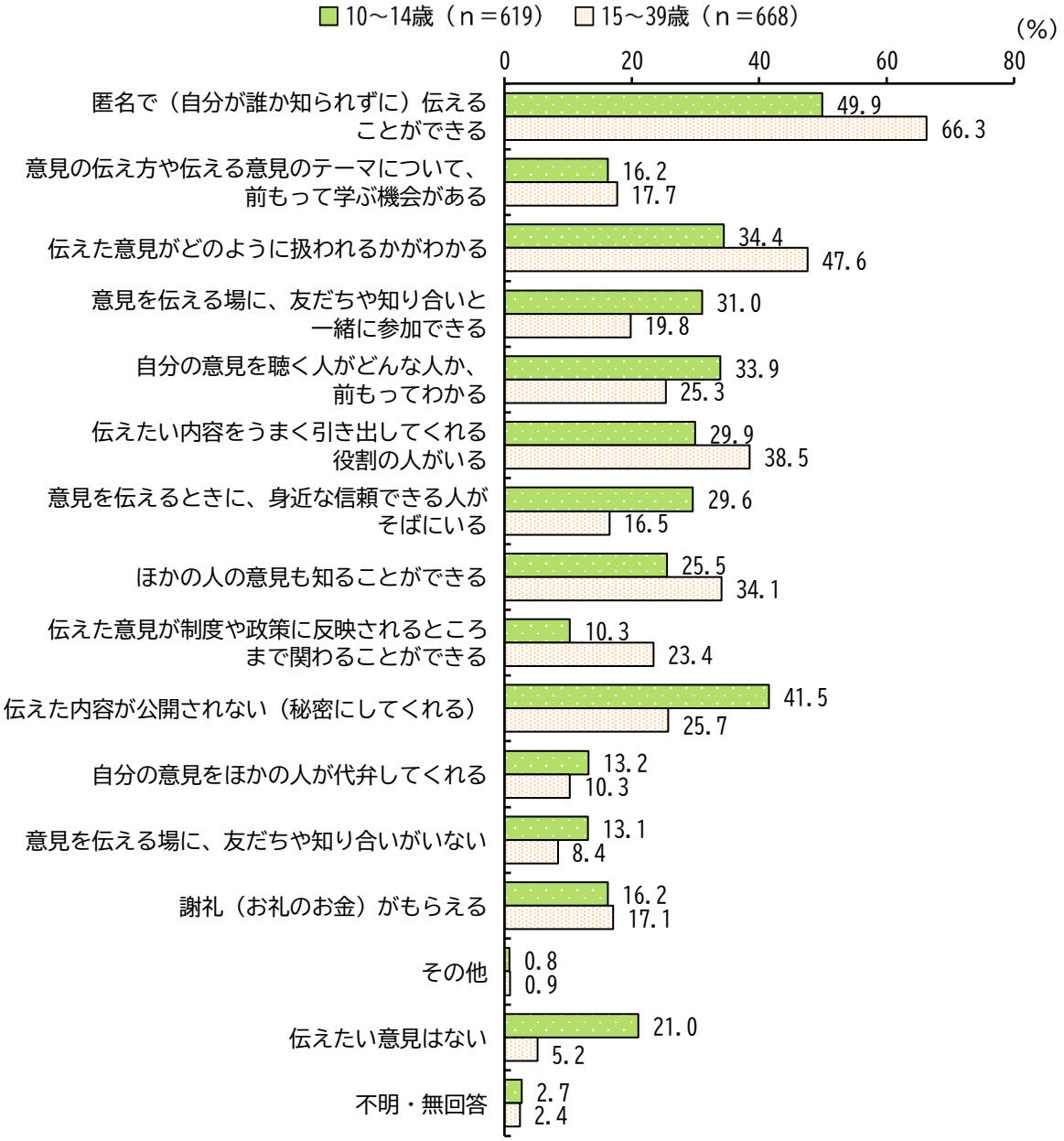

③　子どもの生活実態調査

③-ア　収入の水準区分

調査結果を元に、回答のあった世帯を等価世帯収入の「中央値以上」、「中央値の２分の１以上中央値未満」、「中央値の２分の１未満」に分類しました。

その結果をみると、貧困の課題を抱えていると思われる「中央値の２分の１未満」の世帯の割合は10.4%（2,406世帯中250世帯）、ひとり親世帯では53.6%（252世帯中135世帯）となっています。

＜全体＞

分類	全体	ひとり親世帯
等価世帯収入の算出が可能な世帯数	2,406 世帯	252 世帯
等価世帯収入の中央値以上の世帯数	1,298 世帯	24 世帯
等価世帯収入の中央値の２分の１以上中央値未満の世帯数	858 世帯	93 世帯
等価世帯収入の中央値の２分の１未満の世帯数	250 世帯	135 世帯
等価世帯収入の中央値の２分の１未満の世帯の割合	10.4%	53.6%

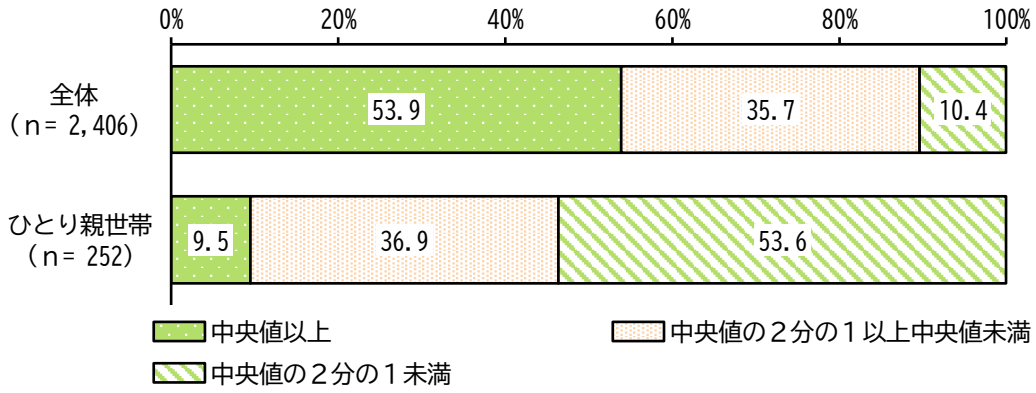

③-イ　学校の勉強の理解度【小学５年生・中学２年生のこども】

「中央値以上」の世帯では「だいたいわかる」、「中央値の２分の１以上中央値未満」の世帯及び「中央値の２分の１未満」の世帯では「教科によってはわからないことがある」が最も高くなっています。

「教科によってはわからないことがある」、「わからないことが多い」及び「ほとんどわからない」を合わせた割合は、「中央値以上」の世帯では42.6%、「中央値の２分の１以上中央値未満」の世帯では53.6%、「中央値の２分の１未満」の世帯では67.2%と、収入の水準が低い層ほど高くなる傾向がみられます。

【学校の勉強の理解度】

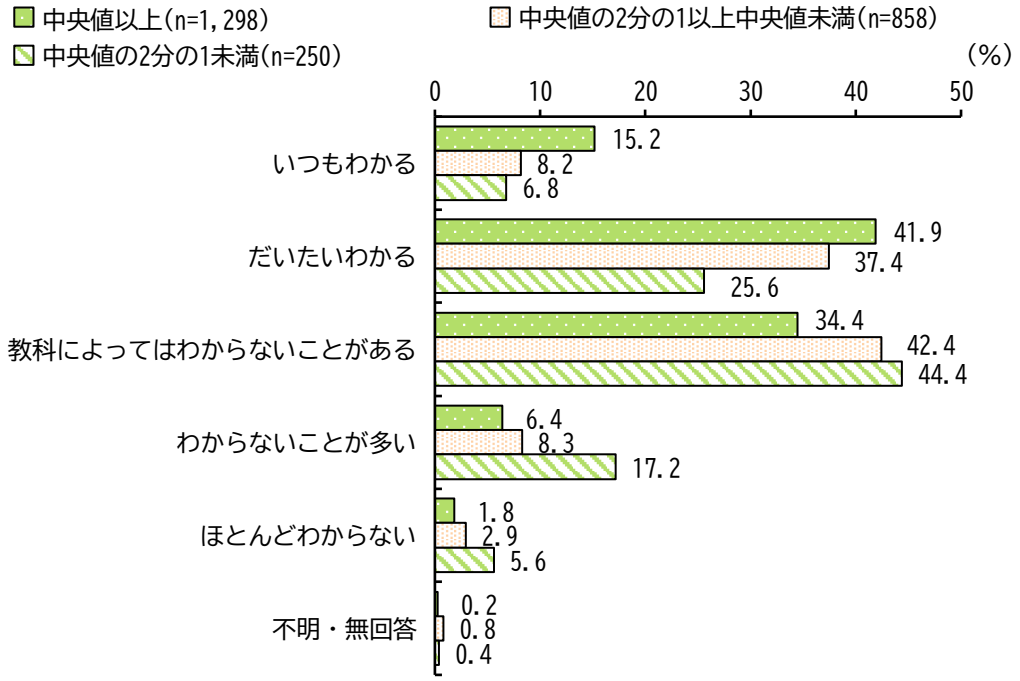

③-ウ　進学を希望する教育段階【小学５年生・中学２年生のこども】

「中央値以上」の世帯では「大学・大学院まで」が最も高く５割以上となっています。「中央値の２分の１以上中央値未満」の世帯及び「中央値の２分の１未満」の世帯でも「大学・大学院まで」が最も高くなっていますが、「中央値以上」の世帯に比べて低くなっており、その一方で、「高校まで」の割合が「中央値以上」の世帯に比べて高くなっています。

【進学を希望する教育段階】

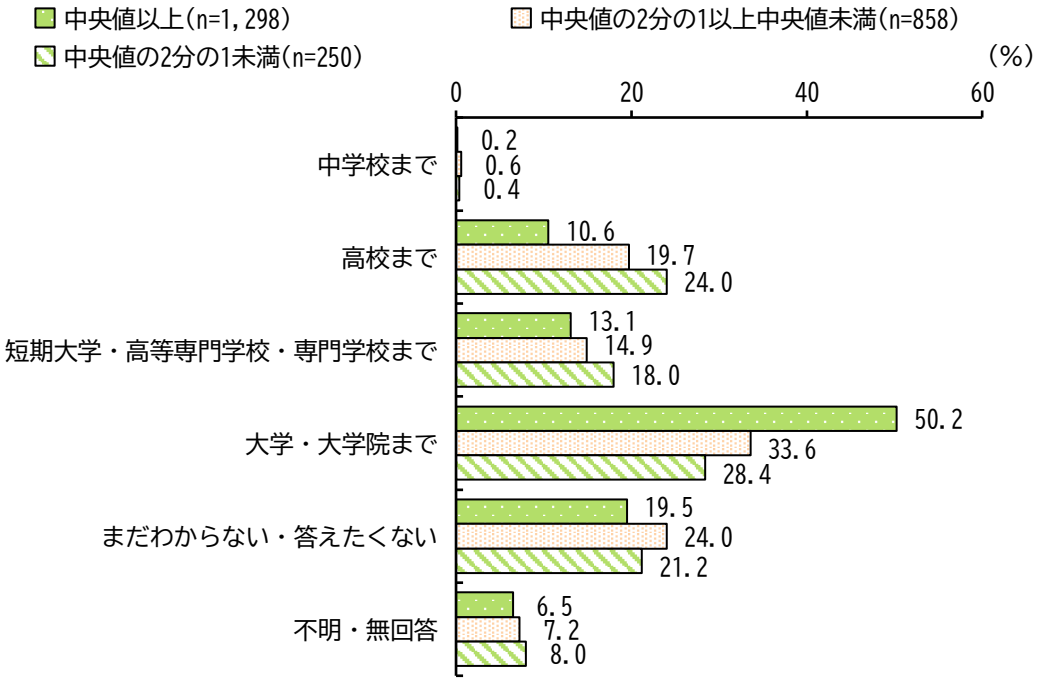

③-エ　進学段階に関する希望の理由【小学５年生・中学２年生のこども】

いずれの世帯でも「希望する学校や職業があるから」が最も高く、次いで「特に理由はない」となっています。

また、「中央値の２分の１未満」の世帯では、「家にお金がないと思うから」、「早く働く必要があるから」が、他の世帯に比べてやや高くなっています。

【進学段階に関する希望の理由】

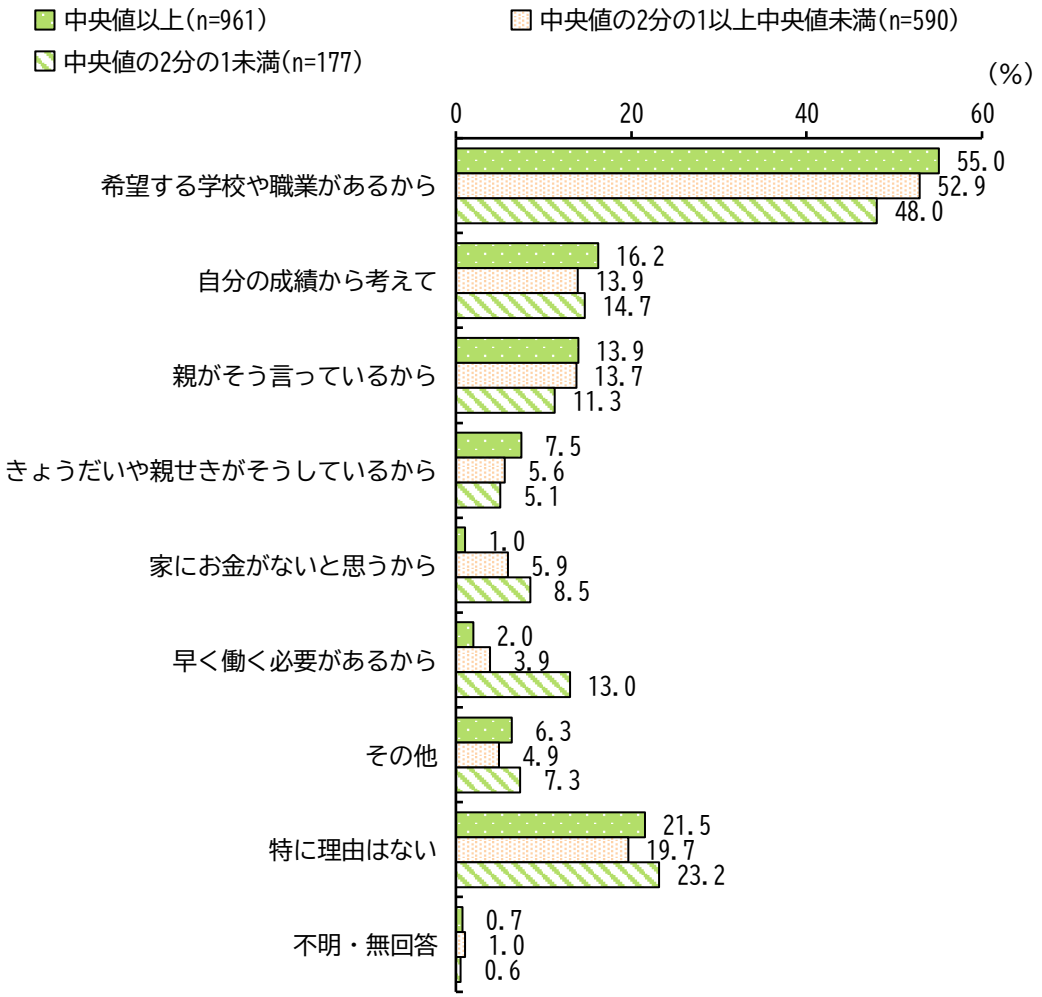

③-オ　子どもの進学段階に関する希望
【小学５年生・中学２年生のこどもの保護者】

「中央値以上」の世帯及び「中央値の２分の１以上中央値未満」の世帯では「大学・大学院まで」、「中央値の２分の１未満」の世帯では「高校（高等学校）まで」が最も高くなっています。

【子どもの進学段階に関する希望】

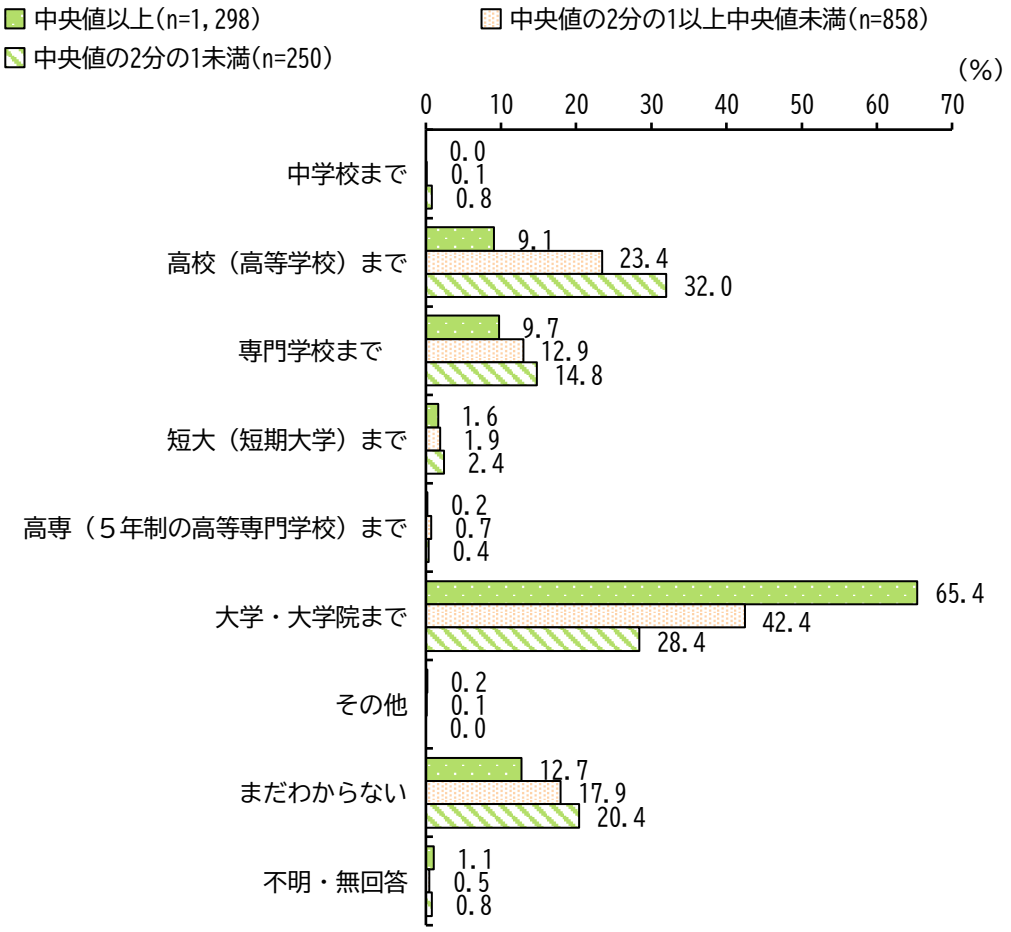

③-カ　子どもの進学段階に関する希望の理由
【小学５年生・中学２年生のこどもの保護者】

いずれの世帯でも「子どもが希望しているから」が最も高くなっています。

「中央値以上」の世帯では「一般的な進路だと思うから」が他の世帯に比べて高くなっています。また、「中央値の２分の１未満」の世帯では「家庭の経済的な状況から考えて」が他の世帯に比べて高くなっています。

【子どもの進学段階に関する希望の理由】

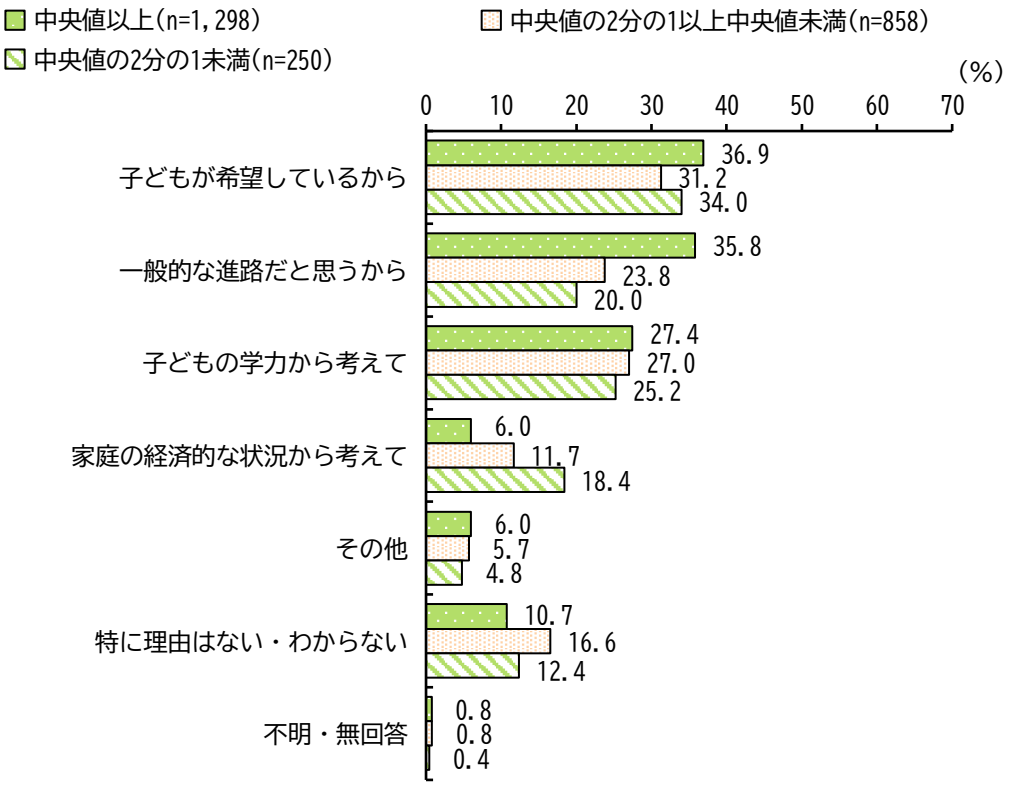

③-キ　子どもの進学に関する不安【小学５年生・中学２年生のこどもの保護者】

いずれの世帯でも「金銭的な負担」が最も高くなっており、「中央値の２分の１未満」の世帯では63.2%と、他の世帯に比べて高くなっています。

【子どもの進学に関する不安】

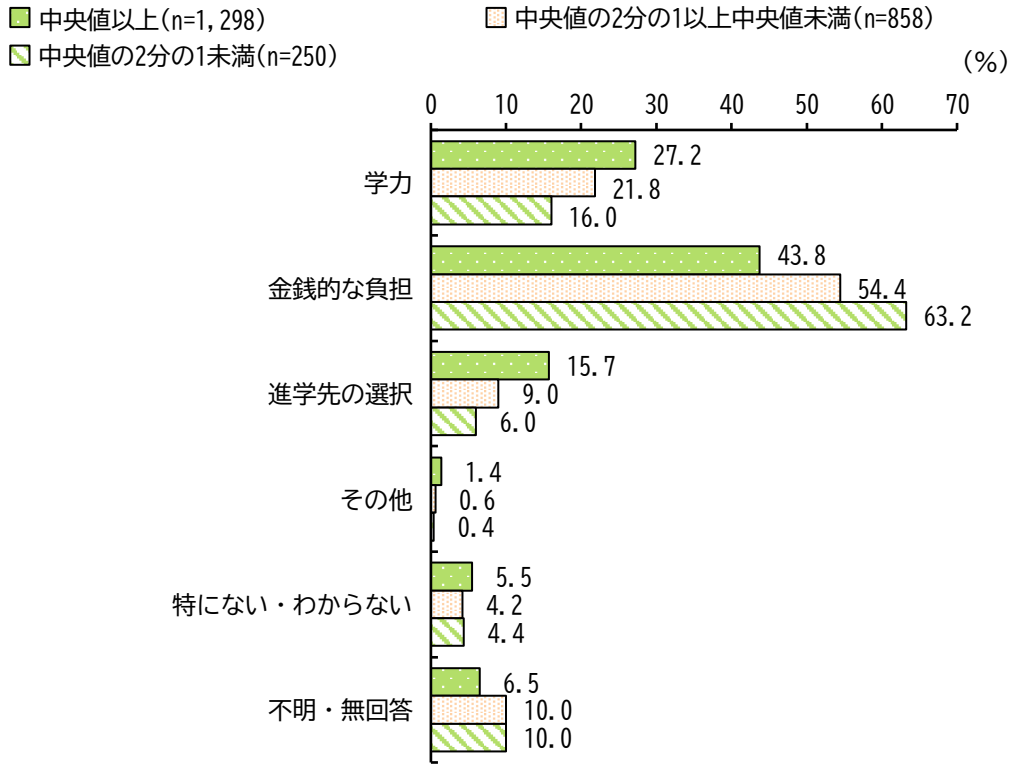

③-ク　子育てについての心配や悩み
【小学５年生・中学２年生のこどもの保護者】

「中央値以上」の世帯及び「中央値の２分の１以上中央値未満」の世帯では「勉強、受験、進路のこと」、「中央値の２分の１未満」の世帯では「経済的な負担」が最も高くなっています。

また、「中央値の２分の１未満」の世帯では、「疲労やストレス」、「家事・育児と仕事との両立」、「学校生活のこと」等多くの項目において、他の世帯より割合が高くなっています。

【子育てについての心配や悩み】

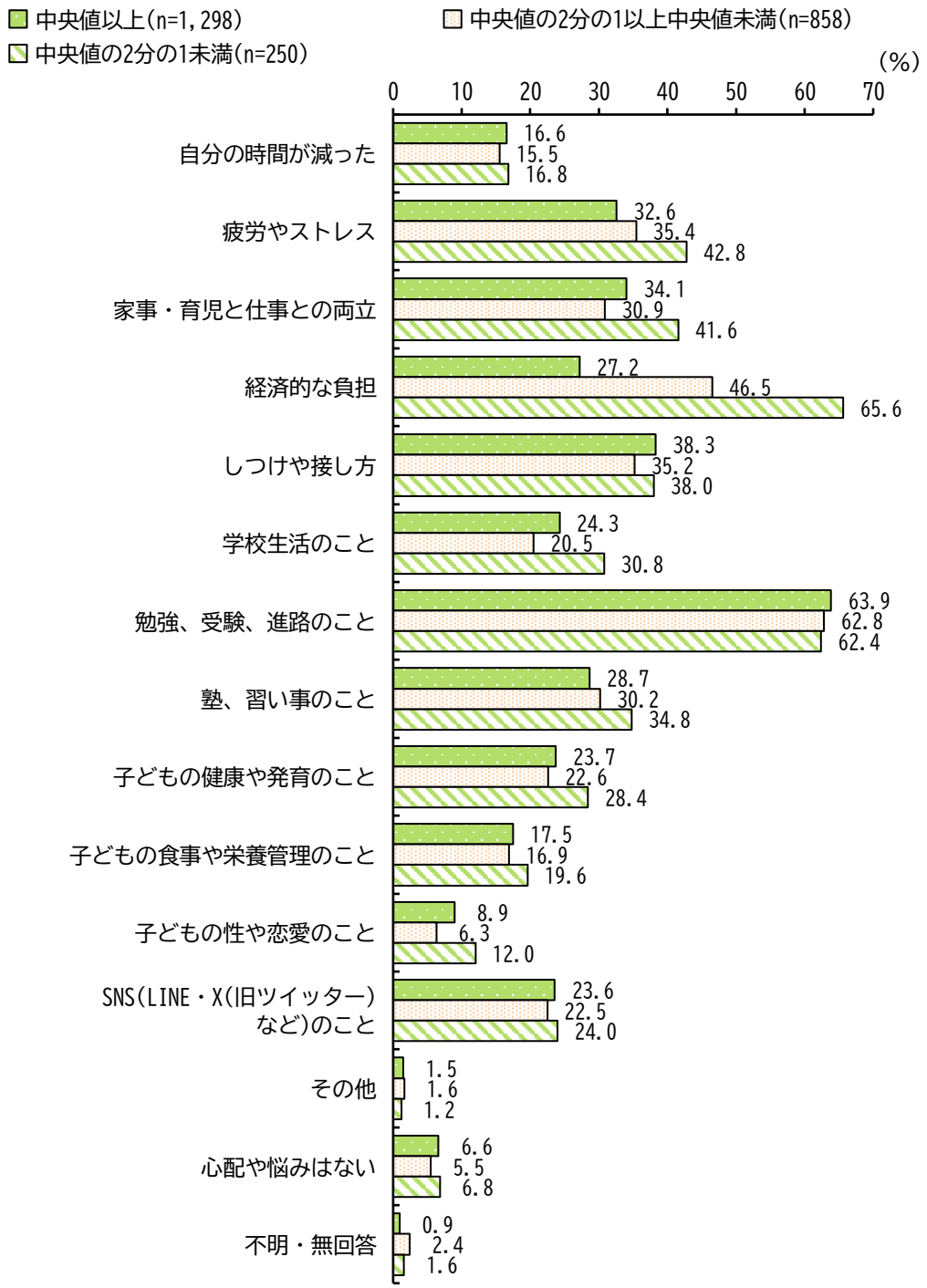

③-ケ　頼れる人の有無（子育てに関する相談）
【小学５年生・中学２年生のこどもの保護者】

いずれの世帯でも「頼れる人がいる」が最も高くなっています。

「中央値の２分の１未満」の世帯では、他の世帯に比べて「頼れる人がいる」の割合が低くなっている一方で、「頼れる人はいない」の割合が高くなっています。

【頼れる人の有無（子育てに関する相談）】

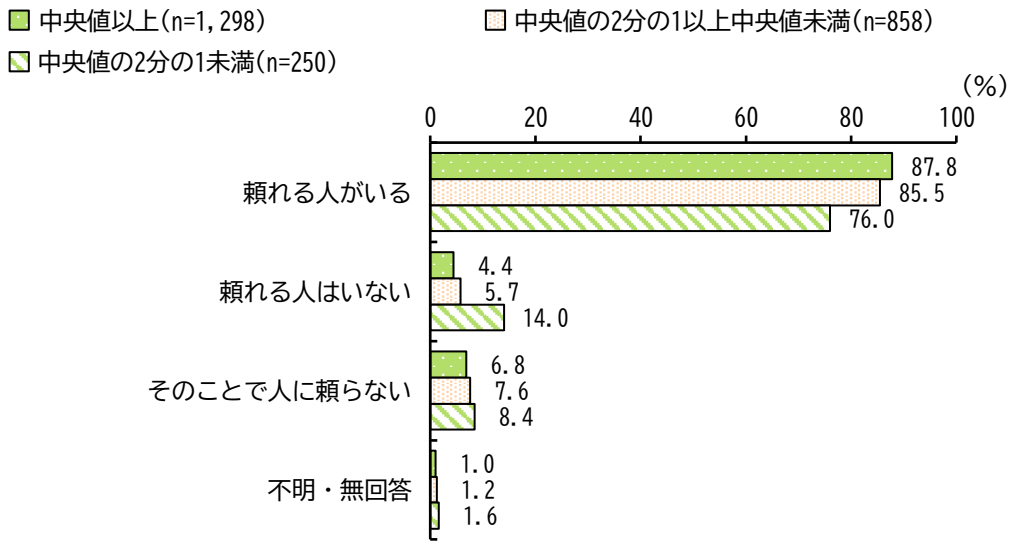

③-コ　家族とのかかわり（一緒に勉強や宿題をする）
【小学５年生・中学２年生のこども】

いずれの世帯でも「ほとんどしない」が最も高くなっており、「中央値の２分の１未満」の世帯では66.4%と、他の世帯に比べて高くなっています。

【家族とのかかわり（一緒に勉強や宿題をする）】

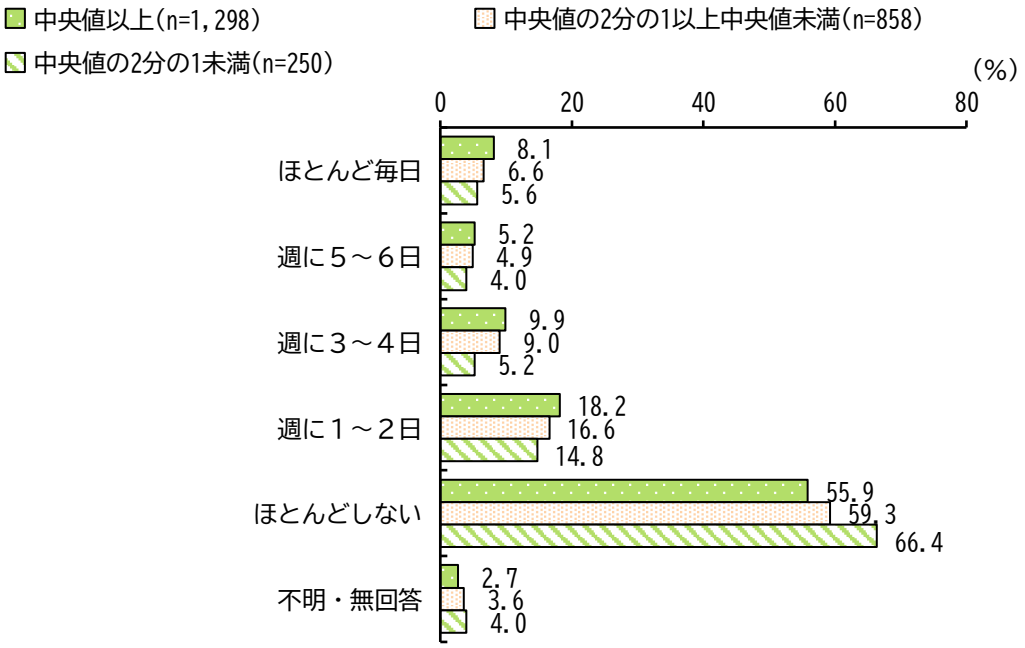

（３）本市におけるこども・若者の主な課題

こども・若者に関するデータ及び市民アンケート調査の結果等から、本市におけるこども・若者の主な課題を抽出しました。

少子化対策

本市の出生数は、近年減少の一途をたどっており、令和２年（2020年）には4,000人を下回りました。合計特殊出生率は、国や兵庫県より高いものの、令和４年（2022年）で1.39となっており、このままでは今後も少子化は進行すると予想されます。また、令和５年度（2023年度）の市民アンケート調査では、「理想とする数の子どもを持てると思うか」という設問に対して、37.8%の人が「持てると思わない」又は「どちらかといえば、持てると思わない」と回答しています。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人ひとりの希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

子育ての環境や支援の満足度の向上

令和５年度（2023年度）の市民アンケート調査では、本市の子育ての環境や支援に「満足」と答えた人の割合は19.5%なのに対して、「満足していない」と答えた人の割合は31.6%でした。満足度の向上を目指して、こども・若者や子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

相談支援体制の充実

令和５年度（2023年度）の市民アンケート調査では、悩みごとや困りごとを相談できる人が「いる」と回答した人は、10～14歳で93.4%、15～39歳で89.1%でした。その一方で、比較的少ない割合ながら、相談できる人が「いない」と回答した人もまた存在しており、こうしたこども・若者を、公的な相談支援に確実につなげていく必要があります。また、身近に相談できる人がいる場合でも、その人たちとのつながりが絶たれた場合を考慮し、公的な相談窓口の受皿を準備しておくことは重要です。

一方で、子ども・若者の主だった相談窓口に関する認知度は、10～14歳で52.8%、15～39歳で53.4%であり、「知っているものはない」と回答した人の割合は、10～14歳で42.5%、15～39歳で43.6%でした。また、相談窓口を「利用したいと思う」又は「どちらかといえば利用したいと思う」と回答した人の割合は、10～14歳で45.6%、15～39歳で40.4%で、「利用したいと思わない」又は「どちらかといえば利用したいと思わない」と回答した人の割合は、10～14歳で52.0%、15～39歳で56.4%でした。

こうした状況を踏まえ、相談支援体制の充実に努める必要があります。

幼児期までのこどもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、こどもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。すべてのこどもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

待機児童対策

保育所・認定こども園における待機児童は、様々な取組により減少傾向にありますが、いまだ解消されていません。放課後児童クラブの待機児童については、より困難な状況にあります。

保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、こどものすこやかな成長を支えるため、待機児童ゼロを目標として提供体制を計画的に確保する必要があります。また、それを支える人材を確保するとともに、質の維持・向上も図る必要があります。

妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

保健所、保健センターや、令和５年（2023年）４月に開設したこどもの未来健康支援センター「みらいえ」を中心として、関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、すべての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

仕事と子育ての両立支援

核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、こどもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、保育所等の待機児童対策はもちろん、一時保育事業や病児・病後児保育事業など、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

ひとり親家庭への支援

令和５年度（2023年度）の市民アンケート調査によれば、貧困の課題を抱えていると思われる「（等価世帯収入の）中央値の２分の１未満の世帯」の割合は、ひとり親家庭においては実に53.6%と、半数を超えている状況です。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。

それぞれの世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援や就労支援等、最適な支援につなげていく必要があります。

出会い・結婚への支援

本市の若者における結婚願望は比較的高いにもかかわらず、有配偶率は減少傾向にあります。

雇用・労働条件の改善、仕事と子育ての両立支援、結婚や住宅に関する経済的支援、出会いの支援など、令和５年度（2023年度）の市民アンケート調査にみられるニーズを踏まえつつ、若者が自らの結婚に関する希望をかなえることができるよう取り組む必要があります。

児童虐待防止対策

本市の児童虐待相談対応件数は年々増加しています。児童虐待は、こどもの生命に関わるだけでなく、こどもの心身に深刻な傷跡を残し、身体面・知的面での発達の遅れや情緒面の不安定さ、自己肯定感の低下等、様々な悪影響を及ぼします。

本市では、令和６年（2024年）４月より「こども家庭センター」としての運営を開始した「子育て支援室」において、母子保健と児童福祉が一体となって、すべてのこどもとその家庭を対象に総合的な相談・支援を行っていますが、引き続き、兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）や警察、学校、保育所、こども園等の関係機関と連携しながら、児童虐待の防止に取り組む必要があります。

こども・若者の貧困対策

本市においては、貧困の課題を抱えていると思われる「(等価世帯収入の) 中央値の２分の１未満の世帯」の割合は10.4%、ひとり親世帯では実に53.6%となっています。今この瞬間にも、すこやかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されず、権利が侵害された状況で生きているこども・若者がいます。また、家庭の経済状況は、こども・若者の進路選択にも影響を及ぼしている可能性があります。令和５年度（2023年度）の市民アンケート調査では、世帯の収入の水準が低くなると、大学・大学院までの進学を希望する割合も低くなる傾向がみられました。

貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

障害児等への支援

平成26年（2014年）に批准した「障害者の権利に関する条約」やこども基本法の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者等について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもが一緒に教育・保育を受けることができる、インクルーシブな教育・保育の体制づくりを推進していく必要があります。

こども・若者や子育て世帯の意見反映

こどもの権利条約は、基本的な考え方の一つとして、こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮することを掲げています。こども基本法においても、こども・若者の意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。

一方で、令和５年度（2023年度）の市民アンケート調査において、子どもの意見表明権について知っているか聞いたところ、10～14歳では「知っている」が31.5%、「聞いたことがあるが、内容はよく分からない」が24.1%、「知らない」が42.2%、15～39歳では「知っている」が31.0%、「聞いたことがあるが、内容はよく分からない」が28.7%、「知らない」が37.6%でした。

こうした状況を踏まえ、こども・若者の意見表明権について、広く周知・啓発に努めていく必要があります。また、施策に関するこども・若者の意見聴取と反映については、こども・若者に直接関係する部局だけでなく、全市的に取り組む必要があります。